

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	A	(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。	A	本学は、「キリスト教の信仰に基づく女子教育」を建学の精神と定め、「For Others」を教育理念としている。このもとに定められた学則において本学の使命、目的を掲げており、次のとおり明示している。 大学学則第1条 「本学は、キリスト教を教育の基本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教育を授け、専門の学問を教授研究し、もって真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。」 大学院学則第1条 「フェリス女学院大学大学院は、キリスト教を教育の基本方針となすフェリス女学院大学の建学の精神に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、倫理及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を育成することを目的とする。」			(基礎要件) 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 (基礎要件) 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A	大学・大学院の目的及び使命、学部・研究科の教育研究目的（人材養成目的）は、大学学則、大学院学則に明示し、学部の各学科における人材養成目的については、「三つの方針」とともに、毎年度配布する『学生要覧』、『大学院要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の教育研究目的（人材養成目的）のほか、学部の各学科における人材養成目的も掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『大学案内』に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。				

102	評価項目② 大学として中・長期の計画 その他の諸施策を策定して いること。	A	(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	A	2020年4月施行の私立学校法の一部改正を踏まえ、学校法人フェリス女学院としての中期計画を策定し、そのもとに大学・中高・事務局の中期計画を位置付ける体制となった。学院中期計画の策定にあたっては、150周年以降の本学院が目指す教学ビジョンである「フェリス女学院ミッションステートメント」が定められ、これを実現するための計画として「フェリス女学院中期計画2021-2025」が策定された。大学はこのもとで、大学中期計画「21-25 PLAN」を進めた。なお、学院中期計画が策定される1年前に、大学では2030年を見据えた大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』を策定し理事会でも承認済みであったことから、大学中期計画「21-25 PLAN」は、「フェリス女学院ミッションステートメント」、「フェリス女学院中期計画2021-2025」、大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』を融合するかたちで具体的な行動計画に落とし込んだものとなっている。2021年度に開始した「フェリス女学院中期計画2021-2025」では、この5年間を学院が長期的に発展していくための「教学の自己変革」の期間と位置づけている。これを受け大学においても2021年度に「変革方針」を策定し、大学中期計画「21-25 PLAN」を再編成した。2025年度は、次期中期計画2026-2028を策定した。現在の大学を取り巻く状況や社会情勢を踏まえ、大学のブランドコアや育成する人材像を基に、それを実現するための舞台、基盤を設定した。				
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	A	事業計画、自己点検・評価結果を検証し、抽出された課題は内部質保証推進委員会で共有・検討している。また、大学の将来計画等については、執行部定例会、学部長会議、将来計画委員会等にて協議、検証している。				■中・長期計画、アクションプラン、 具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025 (2025年度版) ・大学公式サイト

2025年度自己点検・評価シート
(キリスト教研究所)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	A	(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。					(基礎要件) 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A	建学の精神「キリスト教の信仰に基づく女子教育」、教育理念「For Others」について、大学学則、大学院学則に明示するとともに、学生要覧、大学院要覧にも掲載し、主に学生、教職員に周知している。 また、大学公式サイトにも掲載し社会への周知を図っている。 受験生に対しては、大学案内に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。			(基礎要件) 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	
102	評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。		(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。						■中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版） ・大学公式サイト
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。						

2025年度自己点検・評価シート
(キリスト教センター)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	A	(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。					(基礎要件) 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A	・大学のHPにおける発信の他、Instagramによる発信を継続的に行き、登録者数は少しずつ増えている。 ・サマーコンサートやイルミネーション点灯式のご案内を、OGや学生ご家族、近隣にお住まいの方々や近隣の諸教会の方々へにさしあげ、ご参加いただくことができた。 ・キリスト教センターの活動についてのリーフレットは毎年写真を差し替えアップデートしている。 ・センター刊行物を大学公式ホームページに掲載、PDF配布に切り替え、QRコードを印刷したしおりを作成し、学内で配布する以外に、前述の諸行事のご来場者さまへも配布した。	サマーコンサートやイルミネーション点灯式などの行事に、OGや近隣の住民の方々や近隣の教会の方々がご参加くださり、「フェリスのキリスト教」のプレゼンスを発揮するよい機会となった。引き続き継続したい。	・近隣にお住まいの方々や諸教会、OGや学生ご家族を含む行事の案内や参加の呼びかけは引き続き継続の予定。 ・リーフレットやセンター出版物の案内の電子化によるQRコードによる案内や大学HPの利用など、電子媒体を利用したサービス拡大は今後も引き続き継続の予定。 ・2026年度は、チャペルサービスの案内を新たに作成し、配布する予定。	(基礎要件) 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	
102	評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。		(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。						■中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版） ・大学公式サイト
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。						

2025年度自己点検・評価シート
（本部事務局）

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。		(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。					(基礎要件) 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。					(基礎要件) 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	
102	評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。	A	(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	A	150周年以降（2021年度以降）のフェリス女学院が目指す教学ビジョンである「フェリス女学院ミッションステートメント」を実現するための計画として、2021～2025年度を期間とする中期計画（「中期計画2021-2025」）を策定したが、外部環境の変化に伴い、大学は2022年2月に、中高は2024年3月にそれぞれ計画を見直した。 なお、中期計画には人員計画・財政計画が含まれており、経営資源の面からも十分配慮された計画となっている。 また、各年度の事業計画は、中期計画施策を基幹とした単年度の具体的実行計画としており、学院全体として中期計画とあわせ体系的な計画となっている。				■中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版） ・大学公式サイト
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	A	計画の進捗を確認・検証したうえで、理事会に報告を行っている。				

2025年度自己点検・評価シート
(大学全学内部質保証推進委員会)

大学基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
		A	(1) 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。	A	「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で、本学における全学的な内部質保証の方針として「内部質保証に関する方針」を定めている。また、「内部質保証に関する方針」をふまえて、本学における内部質保証の基本的な考え方や全学的な手続を示した「内部質保証の基本的な考え方及び手続」も定め、どちらも大学公式サイトで公表している。 フェリス女学院大学の教育研究活動の方針「2 内部質保証に関する方針」 https://www.ferris.ac.jp/about/approach/guarantee/#policy			■内部質保証関係の規程類 ・全学内部質保証推進委員会規程 ・自己点検・評価委員会規程 ・外部評価委員会規程 ■学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を明らかにし学内で共有した資料 ・内部質保証に関する方針 ・内部質保証の基本的な考え方及び手続 ・内部質保証体制図 《参考》 ■内部質保証のための全学的な方針と手続に係るその他の資料としては、全学内部質保証推進組織と学部、研究科等との役割分担を示したチャート図などが考えられます。	
			(2) 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。 ※具体的な例 ・3つの方針の策定の調整・支援。 ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。 ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。 ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。 ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。	A	・全学的な調整体制 本学では、学長を委員長とする「大学全学内部質保証推進委員会」を、内部質保証推進に責任を負う組織として設置している。本委員会は、各学部・研究科に対し、3つの方針（ポリシー）の整合性確認や、カリキュラム・マップの策定に関する指導・調整を実施している。 ・学習成果の可視化と支援 全学で実施する「アセスメント・テスト」「学修行動調査」及び卒業時に実施する「満足度調査」の結果を分析し、各所管へフィードバックを行っている。これにより、各所管が客観的なデータに基づき教育改善（FD）を行えるよう整備している。 ・教育方法の開発支援 大学全学内部質保証推進委員会の下に「全学教育改革に関する検討ワーキンググループ」を設置し、遠隔授業の運用に関する検討を実施した。また、「Ferris+」の現状と課題、アセスメントプランとGPS-Academicの活用、入学前教育等について協議した。				

201	評価項目① 内部質保証のための方針を適切に設定していること。 また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。		(3) 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。	A	各学部・研究科、センターおよび事務部門は、毎年度末に自己点検・評価シートを作成し、自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会は結果をまとめ、大学全学内部質保証推進委員会に提出することが義務付けられている。これにより、年度ごとの目標達成度と課題を組織的に把握している。 提出された自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会、大学全学内部質保証推進委員会においてレビューする。基準に達していない項目については、「検証結果に基づく行動計画」に盛り込み、重点的に取り組むこととしている。 教職課程については、教職課程委員会が主体となり、全学部横断的な自己点検・評価を実施している。			(基礎要件) 全学的な内部質保証の取り組み（基本情報一覧と対応無し） ・内部質保証の方針・手続が明確でない、又はその方針・手続に基づく運用が形骸化している場合、その程度に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 (基礎要件) 学部・研究科における質保証活動（基本情報一覧と対応無し） ・学部・研究科における点検・評価や改善にかかる活動に課題がある場合は、その実態に応じ、是正勧告又は改善課題として指摘する。	《参考》 ■内部質保証システムの改善実例を示す資料や、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性を学内で検証し改善・向上に取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・「自己点検・評価」に関する各委員会の流れ ・全学内部質保証推進委員会記録 ・自己点検・評価結果 ・検証結果に基づく改善・向上のための行動計画 ・自己点検・評価シート
			(4) 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。	B	自己点検・評価を含む全学的な内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準の向上と活性化を図るため、2018年度から外部評価委員会を設置している。2025年度の外部評価では、「2024年度事業報告」、「2024年度自己点検・評価結果」に沿って、フェリス女学院大学の取組について意見交換を行った。外部評価委員会において「フェリス女学院大学外部評価報告書」としてまとめられた委員による改革・改善のための提言・助言は学長に提出され、学内の委員会を通じて教職員に還元し、次年度の取組等に活かすこととしている。 学生の意見を取り入れる仕組みが十分ではないため、検討する必要がある。	次期認証評価受審に向けて、学生の意見を取り入れる仕組みを整備する必要がある。			《参考》 ■自己点検・評価の客観性・妥当性を図る取組を示す資料として、外部評価の受審に関する資料等が考えられます。 ・フェリス女学院大学外部評価報告書
			(5) 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。	A	2022年度に受審した第3期認証評価において改善課題として指摘された、 ・学部・大学院において学位授与方針に示した学修成果の測定が不十分であること ・大学院における定員管理に課題があること について、大学全学内部質保証推進委員会において一括管理し、具体的な改善策の策定を指示している。改善の進捗状況については、定期的に同委員会での共有・報告を義務付けている。 設置計画履行状況等調査については、学長室が主幹部署となって学長をはじめとした役職者、職務責任者及び事務部門等と連携のうえで実態を把握し、適切に対応している。				■設置履行状況等調査、認証評価機関等で指摘された事項及びそれに対する改善等の取り組みが分かる資料 ・改善報告書提出時資料「大学全体の取組の概要」 ・改善報告書検討結果

202	評価項目② 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	A	(1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	A	教育研究活動については、「学校教育法施行規則」第172条の2に基づく「教育情報の公表」として、法令に定められている事項を中心に大学公式サイトの「情報公開」ページに掲載している。また、教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく「教員の養成の状況についての情報」も「情報公開」ページに掲載している。 自己点検・評価結果は、大学全学内部質保証推進委員会によって公表することと規定しており、同委員会で確認のうえ、毎年の自己点検・評価結果及び各学部・研究科、各部門で作成した自己点検・評価シートを公表している。財務情報については、財務関係書類として、予算書、決算書、監査報告書、事業計画書、事業報告書を学校法人フェリス女学院の公式サイトに公表しており、大学公式サイトの「情報公開」ページにリンクを貼り、掲載している。			● 説明責任 (基礎要件) 情報の公表 ・ 以下の情報をインターネットその他のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・ 学校教育法施行規則第172条の2に定める教育情報 ・ 財務関係書類 ・ 点検・評価結果	■ 教育情報を公表しているウェブサイト ・ 大学公式サイト 情報公開ページ ■ 自己点検・評価の結果を公表しているウェブサイト ・ 大学公式サイト 大学評価、自己点検ページ ■ 財務の情報を公表しているウェブサイト ・ 学院公式サイト 中期計画・事業計画・事業報告・財務情報ページ
			(2) 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。	A	学生の学修状況（学修時間や学修行動）の把握、学修成果の把握を目的として、学部学生を対象とした「学修行動調査」を毎年度実施し、その結果を大学公式サイトで公表している。 大学教育改革への取り組み FD活動 https://www.ferris.ac.jp/about/educational-reform/projects/				
203	評価項目③ 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。	A	(1) 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。	A	「④分析を踏まえた長所と問題点」 「⑤改善・発展方策」で挙げた事項について対応を進め、本学における内部質保証のさらなる体制整備に取り組んでいる。				《参考》 ■ 内部質保証システムの改善実例を示す資料や、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性を学内で検証し改善・向上に取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・ 「自己点検・評価」に関する各委員会の流れ

- ・ 全学内部質保証推進委員会記録
- ・ 自己点検・評価結果
- ・ 検証結果に基づく改善・向上のための行動計画
- ・ 自己点検・評価シート

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	本学は、理念・目的の実現のための教育研究組織として、グローバル教養学部（国際社会学科、心理コミュニケーション学科、文化表現学科）、の1学部・3学科、及び人文科学研究科、（英語英米文学専攻、日本語日本文学専攻、コミュニケーション学専攻）、音楽研究科（音楽芸術専攻、演奏専攻）、国際交流研究科（国際交流専攻）の3研究科・6専攻からなる大学院を設置している。 これらの学部及び大学院は、大学学則、大学院学則において明示されている目的及び使命のもと教育研究目的を定め、大学の理念・目的を具現化するための教育研究組織として編成されている。 また、学部、大学院のほかに、教育研究の拠点となる附属機関・組織を設置している。 理念・目的の実現の一環として2023年4月にジェンダースタディーズセンターを設置し、教育・研究・キャリア支援の3つの柱の下、取り組んでいる。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学部・研究科、その他各組織において、「点検・評価シート（大学基準3）」の項目に沿って、各組織の適切性について点検・評価を行っている。 さらに、2026年度第1回自己点検・評価委員会（2026年6月24日開催）において、学部・研究科、その他各組織の「点検・評価シート（大学基準3）」をもとに、教育研究組織の適切性に関する全学的な点検・評価を実施した。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	学部・研究科、その他各組織から提出された点検・評価シートをとおして、現在の状況、効果があがっている点、さらなる改善を必要とする課題について確認した。				

2025年度自己点検・評価シート
(全学教養教育機構)

基準3(CLA)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	全学教養教育機構（CLA：Center for the Liberal Arts）は、本学における全学教養教育の推進を通じて、学士課程教育の質の向上並びに学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。 これに基づき、全学教養教育機構では、本学における共通科目であるCLAコア科目、語学科目、また外国人留学生に関する授業科目の運営に必要な事項を検討するとともに、その適切性の検証と改革に取り組んでいる。 運営にあたっては、全学的基本方針を策定し機構の諸事業の運営・管理を担う「全学教養教育機構（CLA）運営会議」（委員長：全学教養教育機構長（全学教育担当副学長））、CLAコア科目の実施・運営を担う「CLAコア科目運営委員会」（委員長：委員の互選）を設置し、全学的な方針のもとで運営する体制となっている。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	2026年度第2回全学教養教育機構（CLA）運営会議（5月20日開催）において、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の項目に沿って点検・評価を行ったのち、自己点検・評価委員会及び大学全学内部質保障推進委員会にて教育研究組織の適切性について確認している。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	今回の点検・評価の結果等を委員で共有するだけでなく、次年度以降の諸事業の運営・管理面において必要があれば、機構長を中心に定期的に検討・調整を図っていくことを確認した。				

2025年度自己点検・評価シート
(キリスト教研究所)

基準3(キリスト教研究所)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	キリスト教研究所は、キリスト教、キリスト教文化及びキリスト教学校教育について学術的研究を行い、広く学内外へ成果を発表するとともに、本学の教育の改善に寄与し、学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教育研究組織の適切性について、キリスト教研究所では、2025年度第5回（持ち回り）キリスト教研究所運営委員会（2026年3月16日～19日開催）において、点検・評価項目に従って、点検・評価を行った。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	当年度に関する自己点検・評価及び事業報告についてキリスト教研究所運営委員会で確認し、必要に応じて改善を進めるなど、次年度の取組につなげている。				

2025年度自己点検・評価シート
(教職センター)

基準3(教職センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	教職センターは、本学の教育理念For Othersに示される他者のために・他者とともにという観点に立ち、幅広い教養と専門的な知識によって教育活動を実践することのできる教員を養成することを目的に設置されている。学部横断的な充実したカリキュラムにより、教職志望学生が、専門分野の動向はもちろん、ICT活用など社会的要請に対応した技能や知識の修得を含む幅広い教養を身につけた教員として成長していけるよう、それを支援する全学的な取り組みの中心に、教職課程委員会ならびに教職センターを位置づけることが出来ている。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	全学で教職課程に取り組むために、教職センターを中心に教務課と協同して教職課程委員会を定期的に開催し、教職履修学生の現状や諸問題、就職状況、ならびに教職課程に関する現状や取り組み、課題などについて、情報の共有・把握を適切に行っている。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価の結果を活用し、本学の教育理念に基づく教員養成を推進できるよう、教職課程委員会で各学科のカリキュラム責任教員・学科主任と教職課程主任が連携をとりながら、履修学生への適切な支援、学問の動向やデジタル教科書の導入などICT活用含む社会的要請に対応したカリキュラムおよび科目内容の充実に取りんでいる。				

2025年度自己点検・評価シート
（言語センター）

基準3(言語センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	言語センターは、本学の建学の精神である「キリスト教の信仰に基づく女子教育」および教育理念「For Others」のもと、真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人物を養成するという目的を実現するため、全学的な語学教育の充実・強化を担う組織として設置されている。グローバル化の進展や社会における高度な外国語運用能力への要請を踏まえ、多彩な語学科目・語学コースを通じて、学生一人ひとりが必要な言語運用能力を身に付けられるよう、横断的な支援を行っている。 具体的には、以下の事項に係る諸事業を推進している。 (1) 語学科目の授業・行事支援に関する事項 (2) 語学科目の教材作成支援に関する事項 (3) LL教室等の運営・管理に関する事項 (4) 語学学習支援プログラムの運営に関する事項 (5) その他委員会が決定した業務に関する事項 2025年度は新学部の開設に伴い、新旧学部間で語学教育の水準・体制が統一的に維持されるよう、カリキュラム調整や教員配置支援など、全学横断的な調整機能を果たした。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	言語センターでは、教育研究組織の適切性について、年度ごとに「自己点検・評価シート（大学基準3）」に基づく点検・評価を定期的に実施している。2025年度の点検・評価は、2026年度第2回言語センター運営委員会（2026年5月27日開催）において、委員会構成員全員で確認・審議を行った。 点検の結果、現状と成果としては、語学学習カウンセリングおよび語学カフェの利用者数が昨年度を上回ったことが確認された。一方、課題としては、LL小教室の取り扱いについて、今後の利用方針や運営体制の整理が必要であることが認識されており、次年度に向けた改善策を検討している。	【長所】 ・言語センター運営委員会において、自己点検・評価シートに基づく点検・評価を毎年度定期的に実施しており、PDCAサイクルが組織的に機能している。 ・語学学習カウンセリングおよび語学カフェの利用者数が昨年度を上回り、正課外の語学学習支援が学生に着実に浸透し、活用が拡大している。 【問題点】 ・LL小教室について、施設の利用方針や運営体制の整理が十分でなく、今後の取り扱い（活用方法・管理体制）の検討が課題となっている。			《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価の結果は、言語センター運営委員会で共有され、次年度の事業計画・予算要求・委員会審議事項に反映させることで、改善・向上の取り組みに結びつけている。 2026年度からの大学中期計画「各センターの活性化」を見据え、2025年度は点検で把握した課題を踏まえ、正課外語学学習支援の強化やLL小教室の運営見直しなどに重点的に取り組み、次年度以降の計画へと接続している。				

2025年度自己点検・評価シート
(学修サポートセンター)

基準3(学修サポートセンター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし て、学部・研究科、附置研究 所、センターその他の組織の 設置状況が適切であること。	B	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、ま た、学問の動向や社会的要請等に配慮 したうえで、教育研究組織（学部・研 究科や附置研究所、センター等）を構 成しているか。	B	学修サポートセンターは、本学学生の リテラシー向上のための主体的な学修 を支援・促進を図るために、次に掲げ る事項に係る諸事業の推進に当たるこ とを目的として2022年度に設置され、 2025年度も本目的のもと、ライティン グ科目及びイベントの運営等を行っ た。 (1) 学生の論理的な文章表現力の向上に 関する事項 (2) 学生の説得的なプレゼンテーション 能力の向上に関する事項 (3) 学生の的確なリサーチ遂行能力の向 上に関する事項 (4) その他学生の主体的な学修の促進に 関する事項 一方で、2022年度の設置以降、窓口と なる場所の整備やセンター職員の配置 には至っておらず、運営体制について は十分といえない状況にある。なお、 学修サポートセンター規程では、「セ ンターに関わる事務は、大学事務部教 務課の協力のもと、センター職員が行 う。」と定められているが、教務課に おいて事務を担っており、体制整備が 今後の課題である。				■附置研究所、センターその他の組織 等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規 程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性につい て定期的に点検・評価し、そ の結果を活用して改善・向上 に向けて取り組んでいるこ と。	B	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期 的に点検・評価し、当該事項における 現状や成果が上がっている取り組み及 び課題を適切に把握しているか。 (2) 点検・評価の結果を活用して、教 育研究組織に関わる事項の改善・向上 に取り組み、効果的な取り組みへとつ なげているか。	A B	教育研究組織の適切性について、学修 サポートセンターでは、2026年度第1回 学修サポートセンター運営委員会 （2026年5月18日～5月21日持ち回り開 催）において、点検・評価項目に従っ て、「2025年度自己点検・評価シート （大学基準3）」の記載内容をもとに点 検・評価を行った。これにより、組織 の現状や成果が上がっている取組及び 課題について把握する機会が確保され ていると評価できる。 点検・評価の結果、運営体制の未整備 が課題として認識されており、改善に 向けた検討が進められている。一方 で、具体的な体制整備には至っておら ず、効果的な取組への展開については 今後の課題である。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の 役割等の適切性を検証したことを示す 各種委員会、全学内部質保証推進組織 等に関する資料、改善・向上に向けて 取り組んだことが分かる資料などが考 えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評 価報告書

2025年度自己点検・評価シート
(学生支援センター)

基準3(学生支援センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	学生支援センターは、学生の保健管理、学生相談、及び障がい学生支援を企画推進する機関として設置されている。 大学の理念・目的を実現するため、学生の心身両面での健康保持増進をはかり、学生生活が充実するよう、また、障がいを持つ学生が障がいを持たない学生と等しく学ぶことができるよう、適切に支援している。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教育研究組織の適切性について、学生委員会による毎年度の自己点検・評価を通じて定期的に確認している。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。				

2025年度自己点検・評価シート
(キリスト教センター)

基準3(キリスト教センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	・キリスト教センターは、本学の教育・研究の基本精神である福音主義キリスト教に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された機関であり、その目的のための奉仕に2025年度も継続的に取り組んだ。 ・2025年度は、学期期間中の毎日のチャペルサービスを緑園で行った。山手キャンパスの木曜礼拝は、年度後期より隔週に変更した。いずれも、メッセージの他に讃美や祈りを中心としたチャペルサービスを実施。 ・For Othersの精神の涵養の機会として、複数部署の共催でアジア学院ワークキャンプを実施。 ・サマーリトリートをチャリティコンサートという形で開催し、OGや学生ご家族にもご参加を呼びかけた。 ・「待望」を年2回、説教集「For Others」を年1回発行した。 ・クリスマス「イルミネーション点灯式」を、近隣の住民の方々や近隣の教会の方々にも呼びかけを行い、多くの方々にご参加いただいた。開かれたフェリスを目指す活動の一環として位置付けられる。 ・社会やグローバルな環境などから来る社会的要請や課題を、チャペルサービスの週間主題やキリスト教講演会の主題、チャペルコンサートやスタディツアーなどに反映させ、参加者たちが問題意識を共有できるよう努めた、	チャペルサービスやその他の諸行事に、多くの学生や新しい教職員の奉仕者が与えられ、支えられた。	新入生への呼びかけ方法などを工夫し、チャペルサービスに感じられがちな敷居の高さを軽減していき、参加者と奉仕者がより多く与えられるようにしていく。		■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	キリスト教センターの活動内容について、キリスト教センター運営委員会において、自己点検・評価シートの点検・評価項目に従って点検・評価を行い、委員の方々の承認を得た。また、キリスト教センターの活動内容については学院宗教員会でも報告がされ、参加者の方々の承認をえた。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	「理念の社会への公表」という点で、チャリティコンサートやイルミネーション点灯式など、いくつかの行事について、ご参加をOGや学生ご家族、近隣にお住いの方々や近隣諸教会にご参加を呼びかけた。また、出版物の電子化とQRコードの配布で、より多くの方々にお届けする体制を整えた。また、大学公式ホームページ、Instagramなどによる情報発信も昨年度より力を入れた。	聖書研究会は、学生主体の活動をしたが、部員が少なく、活発な活動はできなかった。聖歌隊 musica sacraは、部員数が少ないものの、OGの参加に支えられ、次郎丸智希先生の指導で学内外で活動した。次年度は部員数のさらなる減少が心配される。	聖書研究会及び聖歌隊 musica sacraは、キリスト教センター所属団体として、学生の主体性を尊重しつつも、キリスト教センター所属団体であるこの意義を問い直し、方向性を定めていきたい。聖書研究会は、今年度に引き続き、チャブレンによる聖書研究を実施する。聖歌隊 musica sacraは、学外コンサートの出演を教会や施設での奉仕活動に限定する、チャペルサービスにおける奉仕に力を入れる、など、方向性を明確にする。		

2025年度自己点検・評価シート
(ボランティアセンター)

基準3(ボランティアセンター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	学則42条2に基づきボランティアセンター規程、ボランティアセンター運営委員会規程、および運営委員会で承認された運営方針にのっとりセンターの設置、運営がなされている。 大学の教育理念である「For Others」に基づき、①大学（学生）と社会をつなぐ、②学生の自主的な活動の支援、③CLAコア科目「ボランティア活動（短期）（中期）（長期）」の履修支援を主たる目的として活動しており、ボランティア活動を主体的な学び（アクティブラーニング）およびキャリア形成の一環として位置づけ、専門のコーディネーターを置き、学生の人材育成をはかっている。	【長所】 ・学生の自主的・主体的な活動が尊重される環境がある程度整っている。 【問題点】 ・ボランティア活動科目履修支援などをはじめとして実施事業が多く、事業の見直しか運営体制の見直しのいずれが必要である。	【改善】 ・科目履修の事務については、センター長、コーディネーターおよび事務職員による複数のチェック機能をもたせるような業務体制にしてリスク分散、負担軽減を行う。 【発展】 ・学生の主体性や成長を目に見える形で評価していくため、活動証明書などの発行を通して評価のフィードバックを行ったり、学生自身による評価を可能とする場（研修会など）を設ける。		■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。 (2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	ボランティア科目履修については、教務課と連携し対応している。 学生のニーズに関して定期的に調査し、情報提供内容に反映させている。 点検・評価の結果は、年に3回開催されるボランティアセンター運営委員会にて共有され審議される。	学生の関心あるテーマについて調査した。1位は「国際協力・交流」、次いで「環境」「まちづくり」ということが分かっているが、実際に従事する活動では学習支援・教育がもっとも多く、海外ツアーを含めた国際協力・交流は少ない。学生のイメージと実際のギャップについてより深く分析し、センターの活動へ活かすことが求められる。 【問題点】 ・センター全体を包括的に把握する役割の運営委員会のほかに、日常的な課題に対応するための会議体や、学生に対応するためのケーススタディを話し合うことができる専門性のある会議体などの体制が十分ではない。	【改善】 調査の回答数を増やし、データの解像度を上げること。 【改善】 ボランティアに対する専門性のある人材が長期的にボランティアセンターに関わるような体制を構想していくことが求められる。		《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書

2025年度自己点検・評価シート
(ジェンダースタディーズセンター)

基準3(ジェンダースタディーズセンター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	ジェンダースタディーズセンターは、本学における教育研究の一層の充実を図るために、ジェンダー平等及びセクシュアリティの多様性が尊重される社会の実現に向け、次に掲げる諸事業の推進に当たることを目的として設置した。 (1)教育研究、キャリアに関する情報の収集・提供、発信に関する事項 (2)教育研究、キャリアに関する事業の企画・立案に関する事項 (3)その他学生等の活動の支援・促進に必要な業務に関する事項 教育研究の質向上のみならず、学生のキャリア形成や多様な構成員が活躍できる環境づくりを推進しており、本学の理念・目的に合致した適切な組織構成となっている。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	ジェンダースタディーズセンター運営委員会による毎年度の自己点検・評価を通じて定期的に確認している。 「自己点検・評価シート」を用いた評価により、年度ごとの事業成果を可視化するとともに、対応状況を課題として明確化している。この定期的な点検により、本学の理念に沿った組織運営の現状を的確に把握し、持続的な改善を図る基盤としている。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書 ・2025年度第6回ジェンダースタディーズセンター運営委員会記録 ・2026年度ジェンダースタディーズセンター基本方針
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	ジェンダースタディーズセンター運営委員会においてこれまでの歩みを総括し、「2026年度ジェンダースタディーズセンター基本方針」を審議・承認した。これまでの運営実績の点検に基づき、組織の持続可能性と社会貢献機能の強化を重点課題として掲げ、次年度以降の具体的な改善・向上の取り組みにつなげている。				

2025年度自己点検・評価シート
(国際センター)

基準3(国際センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	大学の人材養成目的である「女子への高度な教育を授け、真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人材養成する」を達成するために、国際センターは、「国際センター規程」第3条に規定されている通り、本学学生の海外留学支援及び促進、外国人留学生の受入れ、教育及び生活の支援の充実を図る諸事業を推進している。	2025年度は私費留学生15名が入学した。また新たに6校の新規協定校を設けた。全在籍学生に占める留学者比率は5.6%であり、5%以上を前年同様維持できた。その他、新規海外プログラムを2本実施し、15名の参加者を得ることもでき、海外派遣者は101名となった。一方で、学生の留学マインドの低下や経済状況停滞により海外留学プログラムへの参加者数をどのように上積みできるか、次年度以降の課題である。	新規協定校開拓、新規プログラム企画・実施、学生への広報強化による、期間を問わない留学マインドの醸成を行う。		■ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・ 大学規程 ・ フェリス女学院大学学則 ・ 全学教養教育機構（CLA）規程 ・ キリスト教研究所規程 ・ 附属図書館規程 ・ 教職センター規程 ・ 情報センター規程 ・ 学生支援センター規程 ・ 国際センター規程 ・ 言語センター規程 ・ 宗教センター規程 ・ ボランティアセンター規程 ・ ジェンダースタディーズセンター規程 ・ 学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	単位認定を行うプログラム参加者にはアンケートと報告書作成を依頼し、プログラム自体の成果や問題点の把握を行っている。	把握した参加者のアンケート・報告書をもとに、担当教員と国際課で協議し、適宜参加者のヒアリングも実施したうえで、次年度のプログラム内容の調整を行い、魅力あるプログラム内容の維持に努めた。			《参考》 ■ 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート ・ 2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	国際センター委員会において、各プログラムの事前・事後の報告を行い、情報共有と点検評価を継続している。				

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

基準4(教務課)

大学基準4 教育・学習

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①評価項目	評価①	②評価の視点	評価②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
401	評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	A	(1) 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。	A	■学生要覧、大学案内、大学公式webサイトに各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明記している。【学生要覧、大学案内、大学公式webサイト】			（基礎要件）学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定・公表 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定していない場合は是正勧告として指摘する。 ・上記方針をホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、提言の対象としない。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 国際社会学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 心理コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 文化表現学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針 ■履修要覧、シラバス ・学生要覧 ・シラバス検索画面 ■大学案内
		A	(2) 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。	A	■各学科において、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた知識・技能などを修得させるために、カリキュラムを編成している。【学生要覧、シラバス】				
402	評価項目② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。	A	(1) 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ※ 具体的な例 ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。 ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。 ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。 ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。	A	■全学科で導入教育科目「学科の学び」「導入ゼミ」を設け、各年次に必修となるゼミ科目を配置する。【学生要覧】 ■カリキュラム・マップでは、主要授業科目を示すとともに、授業科目の位置づけやレベルコードが分かるように記載している。【学生要覧】 ■各科目のシラバスには、到達目標のほか、科目種別ごとの単位数に応じて、必要な教室外学修時間及び事前・事後の学習方法等を記載している。【シラバス】				■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 《参考》 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。※ 《参考》 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。※

403	評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。 また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	A	(1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。	A	■本学部のDPでは「課題発見・解決能力」と「協働力」を中核的な学習成果として掲げており、これらの達成に向けて、1年次から段階的に少人数演習を配置している。アクティブ・ラーニング型授業の導入により、学生の主体的参加を促している。効果の検証としては、毎学期の授業評価アンケートに加え、ルーブリックを用いた評価を実施しており、課題解決能力の向上が確認されている。また、結果をFD研修にフィードバックし、授業改善に継続的に取り組んでいる。 【学生要覧、シラバス】				■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 ＜修士課程、博士課程＞ ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料※ ・大学院要覧 《参考》 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。※ ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果
			(2) I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	A	■一定の要件を設け、大学教務委員会にて審議し、教育効果の観点から有効であると認められた場合に遠隔授業を実施している。遠隔授業の活用により、動画や双方向ツールを用いた多様な学習形態の実現、学生の主体的な学習意欲の向上といった効果が得られている。【大学教務委員会資料】				
			(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。 ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	A	■英語科目、情報系科目においては、習熟度別クラス編成としている。【学生要覧】 ■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業内外における学生の主体的な学習を促進するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っているほか、課題に対するフィードバックの方法も明示している。【シラバス】 ■シラバスは担当部署において点検を行い、カリキュラムとの整合性を担保している。【シラバスの点検について】 ■各学期始めに各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談を通じ、履修や学習のための指導の機会を担保している。【履修相談、AA面談周知文書】				

404	評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。	A	(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 ■学士課程においては厳正な評価を行うことを目的としてガイドラインを定め、S・A評価の割合を50%以内としている。【学生要覧】 ■卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】			(基礎要件) 単位制の運用 ・ 授業外を含め、学習時間が十分に確保しえない教育課程の設計であり、単位計算又は授業期間の設定に係る問題といえる場合は、事例に応じて改善課題又は是正勧告として指摘する。 例) ・ 単位の計算に関し、想定される学習時間が1単位当たり45時間を標準とする考え方に照らして適切でない場合。 ・ 想定された学習時間を確保する観点から、授業期間が適当でない場合。 ・ 履修登録単位の上限設定※1に関し、上限設定していても、その上限値が高く、学生の学習量を十分に考慮してないと判断される場合や、例外を設けており、かつ実態として上限を超えて履修している学生が過多であるなど※2、単位制度の実質化の措置が実質上機能していないと認められる事実が判明した場合は、改善課題として指摘する(編入学生も同様)。 ※1 単位の過剰登録により、学習時間が十分に確保できない事態を防ぐための措置。《上限設定と単位数の関係》 大学設置基準では1単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とすると記されている(第21条第2項)。例えば、2学期制をとり、15週で授業を構成する大学が年間50単位(半期25単位)を上限として設定した場合、単純に計算すれば、1週間の学習量は 45×25÷15=75時間 1日の学習量は 75÷7日=10.7時間、75÷5日=15時間 に相当する量となる。 ※2 例としては下記： ・ 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としている。 ・ 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている。 ・ 成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。その他、学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・ フェリス女学院大学学則 ・ フェリス女学院大学大学院学則 ・ 学位規則 ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料※ ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料※ ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 《参考》 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。※ ＜修士課程、博士課程＞ ■学位論文審査基準を学生に示している資料※ ・ 大学院要覧
			(2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定めており、成績評価基準及びシラバスに定める成績評価方法に照らし、具体的に根拠に基づく確認事項がある場合には「成績評価確認願」を提出する制度を設けている。【学生要覧】				
			(3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	A	■編入学生の既修得単位については、2年次編入は30単位、3年次編入は62単位を認定している。いずれの場合も本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学での修得を課している。【大学学則、学生要覧】 ■編入学生以外の既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 ■実践的な能力としては、技能審査の合格による単位認定を検定の種類やレベルに応じて適切に行っている。【学生要覧】 ■修士課程・博士前期課程においては、10単位を超えない範囲で他大学院等で修得した単位を認定している。【大学院学則、大学院要覧】				
			(4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。	A	■学士課程においては、最終学年では卒業論文・卒業制作・卒業プロジェクトなどの形で4年間の学びを総括し、学則及び学位規則に基づく卒業要件を修得したものに学位を授与している。【大学学則、学位規則】 ■各研究科各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 ■学位審査は各研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】 ■特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。【学位規則】 ■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】				
			(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	A	■各学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に則し、適切な審査を経て学位授与をしている。【学生要覧】				

405	評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。	A	(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	A	■人材養成目的に掲げた教育目標及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた教育成果の到達度を高めることを目的に、アセスメント・ポリシーを策定し、学生要覧、大学公式webサイトに明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法について、学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭な場合は、改善課題として指摘する。	《参考》 ■卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。※ ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果
		A	(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	A	■成績、GPAによって学修成果を把握している。【学生要覧】 ■2025年度は2～4年次生に対しては、外部アセスメントテスト（GPS-Academic）を実施した。学生の学習成果を客観的に把握するとともに、他大学との比較も行い本学の強み、弱みを把握している。 ■大学院における学修成果の把握にあたっては論文審査等となり、各専攻ともに学位論文審査基準等を定めているが、「学位授与方針に示した学習成果の測定」という観点で修士論文・博士論文等におけるルーブリック等を作成し活用している。				《参考》 ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
		A	(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	A	■アセスメントテストの結果分析を行い、教職員に対して報告会を開催し活用している。				
406	評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	A	■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2026年度第2回大学教務委員会（2026年5月27日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準4）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
		A	(2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	A	■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3，4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 ■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】				
		A	(3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	A	■外部評価委員会を設置し、内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準向上とその活性化を図っている。				
		A	(4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】				

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体 ※共通科目含む)

基準4(CLA)

大学基準4 教育・学習

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
401	評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。		(1) 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。		＜学士課程＞ ■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。 ＜修士課程・博士課程＞ ■学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。			(基礎要件) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定・公表 - 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を原則として授与する学位ごと(分野と学位課程種)に設定していない場合は是正勧告として指摘する。 - 上記方針をホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、提言の対象としない。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト - 大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針(学部全体) - 大学公式サイト 国際社会学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 心理コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 文化表現学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 国際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト コミュニケーション学専攻の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 - 大学公式サイト 国際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	評価項目② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。		(1) 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ※ 具体的な例 - 授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。 - 各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化。 - 学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。 - 学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。	A	全学教養教育機構では、ディプロマ・ポリシーに基づき、「CLAコア科目」「語学科目」「PA科目(パフォーマンス・アーツ科目)」「留学生科目」で教育課程を編成している。各科目はカリキュラム・マップにより到達目標と学科専門教育との関連を可視化し、学習の順次性に配慮した年次・学期配当としている。また、シラバスにおいて授業外学修の指示を明示し、単位の実質化を図っている。				■履修要項、シラバス[※] - 学生要覧 - 大学院要覧 - シラバス検索画面 《参考》 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。[※] 《参考》 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。[※]

403	評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。 また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。		(1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。					
		B	(2) I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	CLAコア科目「読書とメディア」は、遠隔授業60単位上限算入科目として位置づけ、全授業をZoomで実施している。課題提出にはGoogle Classroomを活用し、当日参加できない学生には録画授業での振り替え出席を認めるなど、学習機会の確保に配慮している。成績評価はレポートと平常課題で行い、出席のみでの単位取得は認めないことを明示することで学習の質を担保している。受講生からはメディアリテラシーや情報判断力の向上に関する肯定的な評価が得られており、遠隔形式においても一定の教育効果が確認されている。				■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 ＜修士課程、博士課程＞ ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料※ ・大学院要覧
		A	(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。 ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	語学科目では、6言語5コースを設置し、英語のコースではプレイスメント・テストによるクラス分けを行うなど、学生の習熟度に応じた学習環境を整えている。また、CLAコア科目「アカデミック・ライティング入門」「情報リテラシー基礎」は大学生としての基礎を培う科目として位置づけ、約20クラスに分けた少人数教育により効果的な学習を実現している。各科目のシラバスには到達目標・成績評価基準・授業外学習の指示を明記し、単位の実質化を図っている。また、授業アンケートの結果をもとに担当教員が授業改善計画を作成・公表するとともに、課題へのフィードバックを通じて学生の理解度確認と学習支援を行っている。				《参考》 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。 ※ ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

404	評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。		(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。				(基礎要件) 単位制の運用 ・ 授業外を含め、学習時間が十分に確保しえない教育課程の設計であり、単位計算又は授業期間の設定に係る問題といえる場合は、事例に応じて改善課題又は是正勧告として指摘する。 例) ・ 単位の計算に関し、想定される学習時間が1単位当たり45時間を標準とする考え方に照らして適切でない場合。 ・ 想定された学習時間を確保する観点から、授業期間が適当でない場合。 ・ 履修登録単位の上限設定※1に関し、上限設定していても、その上限値が高く、学生の学習量を十分に考慮してないと判断される場合や、例外を設けており、かつ実態として上限を超えて履修している学生が過多であるなど ※2、単位制度の実質化の措置が実質上機能していないと認められる事実が判明した場合は、改善課題として指摘する(編入学生も同様)。 ※1 単位の過剰登録により、学習時間が十分に確保できない事態を防ぐための措置。《上限設定と単位数の関係》大学設置基準では1単位当たり45時間時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とすると記されている(第21条第2項)。例えば、2学期制をとり、15週で授業を構成する大学が年間50単位(半期25単位)を上限として設定した場合、単純に計算すれば、1週間の学習量は $45 \times 25 \div 15 = 75$ 時間 1日の学習量は例えば、 $75 \div 7 \text{日} = 10.7$ 時間、 $75 \div 5 \text{日} = 15$ 時間 に相当する量となる。 ※2 例としては下記： ・ 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としている。 ・ 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている。 ・ 成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている ¹ 。その他、学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料[※] ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料[※] ・学生要覧 ・大学院要覧 《参考》 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。[※] <修士課程、博士課程> ■学位論文審査基準を学生に示している資料[※] ・大学院要覧
			(2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。					
			(3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。					
			(4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。				(基礎要件) 既修得単位の認定(基本情報一覧と対応無し) ・ 既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。	
			(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。				(基礎要件) 研究指導の方法、内容及びプロセス並びに学位論文審査基準等の明示・公表(修士・博士課程) ・ 入学から学位取得までの研究指導の方法、内容及びプロセスを刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・ 各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準をそれぞれ別に定めていないときは、是正勧告として指摘とする。 ・ 上記基準を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	

405	評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。		(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。					(基礎要件) 学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法について、学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭な場合は、改善課題として指摘する。	《参考》 ■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。※ ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果 《参考》 ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
			(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。						
			(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。						
406	評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	A	■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2025年度第2回全学教養教育機構 (CLA) 運営会議 (2025年5月21日開催) 2024年度第2回全学教養教育機構 (CLA) 会議 (2024年5月15日開催) において、点検・評価項目に従って、「20242023年度自己点検・評価シート (大学基準4)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	A	■特定科目の修得状況やGPA等の学修成果を、3・4年次必修ゼミ科目のクラス選抜に活用している。 ■英語科目においては、プレイスメント・テストの結果をもとにレベル別クラス分けを行い、学生の習熟度に応じた学習環境を整えている。 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署におけるカリキュラム改革の検討材料として活用している。 ■FERRIS'実践教養探求課程では、学びの過程や振り返りを履修者にポートフォリオに記録させ、担当教員らと共有して、課程の成果を評価し改善につなげている。				
			(3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	A	■各授業において学生アンケートを実施し、結果を授業担当教員に共有することで学生の意見を授業改善へ反映している。また、非常勤講師へのアンケートを通じて外部の視点からの意見も取り入れ、自己点検・評価の客観性向上を図っている。				
			(4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。授業アンケートの内容は各所管の責任者も確認し、必要な場合は対処している。またカリキュラムに関わる課題については、科目群ごとにFD研修を企画・実施し、教育内容の改善を図っている。				

2025年度自己点検・評価シート
(入試課)

基準5(入試課)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
501	評価項目① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。	A	(1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。	A	学生募集要項に、学位課程ごとの入学者受入れの方針を掲載している。			（基礎要件）学生の受け入れ方針の公表 - 学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 入学後に専攻する分野を選択する場合も想定されることから、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程注・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 注 専門職学科を置く場合、当該学科と、それ以外のものとは「異なる学位課程」として取り扱う。 ※ 区分制をとる専門職大学にあっては、後期受け入れに係る学生の受け入れ方針を別に設定する必要はないが、これに準じた内容のものは何らかの形で明文化する必要がある。 - 学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 区分制をとる専門職大学における後期受け入れの方針類についても、同様に扱う。	■ 入学試験要項※ （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■ 入学者選抜に係る規程 - 大学入試委員会規程 - 入試MM委員会規程 - グローバル教養学部入試委員会規程
			(2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。	A	入学者受入れの方針では、各学科及び各専攻において求める知識・経験を明記し、学生募集要項において選抜方法を詳しく明記している。				
			(3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・大学入試委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。 入学者選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。				
			(4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。				
			(5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	A	受験情報は主に公式サイトに学生募集要項を掲載する形で行っているが、加えてわかりやすいよう平易に表現した「入試ガイド」の発行や、オープンキャンパスでの入試説明会・相談対応など、様々な手法を使い志願者に情報を提供している。				

502	評価項目② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。	B	(1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	B	学部及び研究科ともに入学定員及び収容定員未充足となっているため、是正に向けての取り組みが必要である。ただし、2025年度に実施した学部入試では、前年度を大幅に上回る入学人数を確認とでき、入学定員充足に近づいている点で状況は改善傾向にある。			(基礎要件) 定員管理（基本情報一覧と対応無し） [学士課程] - 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 - 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】（定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用）の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・1.25以上・・・改善課題 ・1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・0.90未満・・・改善課題 ・0.80未満・・・是正勧告 [修士・博士・専門職学位課程] - 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・博士課程 0.33未満・・・改善課題	《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート
503	評価項目③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2026年度第1回入試MM委員会（2026年4月15日開催）において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。また、学生募集に関する状況を週に1回、学長、副学長、学部長、入試部長での情報交換を行う機会を設け、新しい取り組みへの調整を迅速に行える体制としている。				《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価にて浮き彫りになった課題に対しては、次年度の入試制度や学生募集に活かすよう、大学入試委員会や入試MM委員会にて検討を行い、次年度の取り組みを検討している。				

2025年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
601	評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	A	(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。	A	大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」において、学部ごとに「教員・教員組織に関する方針」を定めており、当該方針に基づき教員組織を編制している。 当該方針には、専門分野及び教員配置（科目適合性、教育研究上の目的との関連）に加え、教育課程及び学部運営における教員の役割分担（教員が担う責任）を明示している。また、当該方針は大学公式サイトにおいて公表するとともに、学内においても教職員間で共有している。 なお、2026年5月1日現在、2025年4月に設置したグローバル教養学部では、3学科ともに、設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。 3学部においては、音楽学部を除いて、設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。 大学全体の収容定員に応じた教員数についても基準数を満たしている。 研究科については、人文科学研究科博士前期課程及び後期課程、国際交流研究科博士前期課程及び後期課程、音楽研究科では修士課程において、設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。			(基礎要件) 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） - 大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 - 大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 - 大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」 《参考》 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。 ※
					各教員の担当授業科目及び担当授業時間については、関係規程に基づき運用しており、毎年度のカリキュラム編制に際して、学部教務委員会及び大学教務委員会の審議を経た上で、教授会又は研究科委員会において決定している。専任教員の担当授業時間及び担当コマ数については、「専任教員服務規程」及び「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」に定めている。また、任期付専任教員については、個別契約又は関係規程において担当授業時間及び担当コマ数を定めている。 なお、役職を兼務する教員の負担軽減に関する措置については、「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」及び「副学長に関する規程」に定めており、適切な配慮を行っている。				

(つづき)	(つづき)	(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	B	本学では、現在のところクロスアポイントメント制度による教員の任用実績はない。しかし、教育研究活動の活性化のため、実務家教員の積極的な採用を行っている。これらの外部人材の任用に際しては、辞令交付や契約において担当科目や業務範囲を定め、教育運営が組織的かつ適切に行われる体制を整えている。		
		(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	A	「大学規程」において、専任教員及び事務職員それぞれの役割並びに責任等を定めている。また、大学内に設置する各種会議体については、その所掌事項に応じて事務職員の管理職を構成員として位置付けており、教員及び職員がそれぞれの役割に基づき協働・連携することにより、適切な大学運営を行っている。		
		(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	A	教育支援体制の充実を目的として、ティーチング・アシスタント（TA）制度及びスチューデント・アシスタント（SA）制度を設けている。TA制度は、大学院学生に教育・研究能力の向上機会を提供するとともに、学部授業における教育効果の向上を図ることを目的として、大学院学生を授業補助者として配置するものである。また、SA制度は、学部学生が授業における補助的業務を担う制度として運用している。これらの制度の運用については、「ティーチング・アシスタントに関する内規」に定めるとともに、「スチューデント・アシスタント／ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」において、資格要件、授業担当教員との責任関係及び役割分担、指導計画の明確化等に関する事項を定めている。		
(つづき)		(つづき)				

602	評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	A	(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	A	本学では、教員の任用形態及び資格について「大学教員区分及び資格基準」に定めている。 採用・昇任及びその手続きについて、専任教員は「大学専任教員任用規程」及び各学部の「専任教員の任用に関する内規」に規定、明記している。また、期間を定めて嘱託として任用する教員については、「大学特任教授規程」「大学任期付専任教員任用規程」「大学任期付専任教員任用規程施行細則」「代替嘱託教員任用規程」「学科所属契約教員任用規程」「外国語契約教員任用規程」「語学教育担当嘱託教員任用規程」「留学生担当嘱託教員任用規程」「音楽学部嘱託教員任用規程」「情報センター担当嘱託教員任用規程」「学修サポートセンター担当嘱託教員任用規程」「特別招聘教員規程」「客員教員規程」を整備し、任用手続等について定めている。非常勤教員については、「非常勤教員任用規程」において任用手続き等について定めている。大学院担当教員については、「大学院担当教員に関する内規」に基づき、各学部で採用・昇任した教員が、大学院における授業科目担当・研究指導教員としての審査を経て兼担で教育・研究にあたっている。なお、大学院担当教員の資格の基準については、各研究科においてガイドラインとして整備し運用している。				■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A	毎年度実施する自己点検・評価において、「専任教員年齢構成」及び「男女別教員数」に関する基礎データを作成し、教員組織の状況把握を行っている。また、新規教員採用に際しては、これらのデータを参考資料として活用している。				

603	評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	A	(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	全学委員会として「大学FD委員会」を設置し、その下に「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。【大学FD委員会規程、グローバル教養学部FD委員会規程、文学部・人文科学研究科FD委員会規程、国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程、音楽学部・音楽科学研究科FD委員会規程】 「大学FD委員会」では全学にかかる課題をテーマにしたFD勉強会・講演会を実施しており、2025年度は、社会連携を用いた授業の事例共有や、生成AIに関するFD勉強会を実施した。 各学部・研究科のFD勉強会では、各所管における課題をテーマにした勉強会を実施した。いずれの勉強会も、実施報告書を作成し、大学FD委員会に報告、共有している。			(基礎要件) ファカルティ・ディベロップメント等の実施（基本情報一覧と対応無し） ・研修会、相互授業参観など教育改善を図る組織的な取り組みがなされていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 ・研究活動や社会貢献等の諸活動について個々の教員が活動しやすい制度・措置を講じるなど、教育以外の諸活動において教員が経験を深め、その資質向上を図れるように取り組んでいない場合は、改善課題として指摘する。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト　FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	B	社会連携にかかる情報共有として、社会連携サイトを整備した。社会連携に関する方針、特徴を打ち出し、社会連携を実施した際の報告フォームや学外機関との協定締結状況が閲覧できるようになっている。十分な活用に至っていないため、さらに機能的に活用できるよう、取り組む必要がある。				
			(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	A	教員の研究活動、教育活動、社会活動については、教員の任用及び昇任の際に評価の対象とし、その結果を重要な資料として活用している。任用及び昇任の審査に関しては、「大学専任教員任用規程」、各学部の「専任教員の任用に関する内規」「教育活動業績評価ガイドライン」及び各研究科の授業担当及び研究指導の「教員資格審査ガイドライン」においてその審査基準や手順を規定し、明確にしている。 社会活動に関しては、「専攻分野について優れた知識及び経験を有すると認められる者」として任用する場合に、教員となるにふさわしい社会における活動の実績も十分考慮することを各学部とも任用基準として内規で定めている。				
			(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	A	TA及びSAIについては、教育サポートスタッフとしての資質向上を図るため、各種研修を実施している。TAに対しては、教員及びTA経験者によるガイダンスを実施するとともに、月間業務報告書を活用した振返りを行っている。また、SAIに対しては、授業運営を具体的に理解させるための事前研修を実施するとともに、活動内容の振返りを行う事後研修の機会を設けている。 加えて、教育能力向上のため、大学院博士後期課程学生にはFD活動への参加を促し、報告書を提出することとしている。			(基礎要件) 指導補助者に対する研修の実施（基本情報一覧と対応無し） ・指導補助者（教員を除く。）に対する研修が行われていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。	

604	評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学部・研究科、全学教養教育機構において、「点検・評価シート（大学基準6）」の項目に沿って教員組織の適切性について点検・評価を行っている。さらに、2026年度第1回自己点検・評価委員会（2026年6月24日開催）において、学部・研究科、全学教養教育機構等の「点検・評価シート（大学基準6）」をもとに、教員・教員組織の適切性に関する全学的な点検・評価を実施した。				《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	学部・研究科、全学教養教育機構等から提出された点検・評価シートをとおして、現在の状況、効果があがっている点、さらなる改善を必要とする課題について確認した。				

2025年度自己点検・評価シート
(全学教養教育機構)

基準6 (CLA)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
601	評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十分に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	A	(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。					(基礎要件) 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」 《参考》 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。 ※
			(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。						
			(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	A	CLA運営会議及びCLAコア科目運営委員会の委員は教員によって構成されるが、職員も陪席し会議運営に参画している。また、教員の人事に関しても関連規程に基づき、教員と職員がそれぞれの役割分担のもと連携して対応している。				
			(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	A	学部学生をスチューデント・アシスタント（SA）、大学院学生をティーチング・アシスタント（TA）として採用しており教育業務の補助に従事している。SA、TAの任務は内規及びガイドラインに定めており、制度を設けており、それぞれ委員会において選考している。				

602	評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	A	(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	A	全学教養教育機構に所属する教員の募集、採用に関する基準及び手続については、次の規程を整備し、規程に基づいて公正性に配慮しながら適切に人事を行っている。 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・学修サポートセンター嘱託教員任用規程 ・非常勤教員任用規程 ・各学部専任教員の任用に関する内規 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン 。				■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A	教員構成については、学部・研究科の教育研究目的に即した教員を配置するとともに、大学全体及び各学部の教員組織の編成方針のとおり、年齢構成・ジェンダーバランス・国際性に配慮することとしている。				

603	評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	A	(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	全学委員会である「大学FD委員会」、各学部設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行い、資質向上に取り組んでいる。			(基礎要件) ファカルティ・ディベロップメント等の実施 (基本情報一覧と対応無し) ・研修会、相互授業参観など教育改善を図る組織的な取り組みがなされていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 ・研究活動や社会貢献等の諸活動について個々の教員が活動しやすい制度・措置を講じるなど、教育以外の諸活動において教員が経験を深め、その資質向上を図れるように取り組んでいない場合は、改善課題として指摘する。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況 (参加率含む) が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	D	特になし				
			(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	A	CLA所属嘱託教員任用時や外国語契約教員の昇任審査において業績書の提出を求めている、教育活動・研究活動について評価している。				
			(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	A	SA、TA等の授業補助者に対し、業務遂行上留意すべき事柄について説明するオリエンテーションを行うほか、資質の養成や向上を図るための研修を行うことをガイドラインに定めている。			(基礎要件) 指導補助者に対する研修の実施 (基本情報一覧と対応無し) ・指導補助者 (教員を除く。) に対する研修が行われていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。	
604	評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	2026年度第2回全学教養教育機構 (CLA) 運営会議 (5月20日開催) において、「2025年度自己点検・評価シート (大学基準6)」の項目に沿って点検・評価を行ったのち、自己点検・評価委員会及び大学全学内部質保障推進委員会にて教育研究組織の適切性について確認している。				《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	今回の点検・評価の結果等を委員で共有するだけでなく、次年度以降の諸事業の運営・管理面において必要があれば、機構長を中心に定期的に検討・調整を図っていくことを確認した。				

2025年度自己点検・評価シート
(教務課 ※FD活動)

基準6(教務課)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
601	評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。		(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。					(基礎要件) 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ(表4、表5) ・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」 ・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」 《参考》 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。 ※
			(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。						
			(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。						
			(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。						
602	評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。		(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。						■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。						

603	評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	A	(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	(教務課) ■全学委員会である「大学FD委員会」、各学部を設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。【大学FD委員会規程、グローバル教養学部FD委員会規程、文学部・人文科学研究科FD委員会規程、国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程、音楽学部・音楽科学研究科FD委員会規程】			(基礎要件) ファカルティ・ディベロップメント等の実施（基本情報一覧と対応無し） ・研修会、相互授業参観など教育改善を図る組織的な取り組みがなされていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 ・研究活動や社会貢献等の諸活動について個々の教員が活動しやすい制度・措置を講じるなど、教育以外の諸活動において教員が経験を深め、その資質向上を図れるように取り組んでいない場合は、改善課題として指摘する。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト　FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。						
			(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。						
			(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	A	(教務課) ■スチューデント・アシスタントに対しては、教務課で事前研修及び事後研修を行っている。事前研修では授業運営に係る教育のみならず、自身の成長や学びへのイメージをつかみ、事後研修では自身の成長や学びへの変化を振り返ることを目的として実施している。			(基礎要件) 指導補助者に対する研修の実施（基本情報一覧と対応無し） ・指導補助者（教員を除く。）に対する研修が行われていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。	
604	評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	(教務課) ■FD活動の適切性について、2026年度第2回大学教務委員会（2026年5月27日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行い、取り組み及び課題を把握した。				《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	(教務課) ■アセスメント・テスト及び学修行動調査の分析結果に基づき、各科目担当部署で今後の取り組むべき課題を確認し、今後の対応に繋げるための検討を行った。				

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

基準7(学生課)

大学基準7学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
701	評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。	A	(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。	A	本学の学生支援方針に基づき、事務各課での支援に加え、学生支援センター及び各種会議体（学生委員会、学生支援センター運営委員会、障がい学生支援委員会、障がい学生支援連絡会、総合支援連絡会）を設置し、学生個々の状況に対応した支援ができる体制を整備している。連絡会では、障がい学生在籍学科教員や各部署の職員が構成員となり、支援内容の情報共有を行うなど、教職協働による全学的な支援体制を確立し、部署横断的な課題についても迅速に対応できている。				
			(2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。	A	学生相談室には臨床心理士・公認心理師の資格を持つカウンセラーを配置、保健室には保健師・看護師が常駐するとともに、内科・婦人科・精神科の校医面談も定期的実施している。また、バリアフリー推進室にはバリアフリーコーディネーター1名を配置し、学生サポーターや職員とともに支援にあたっている。				
			(3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	A	学生支援センター各室の案内やハラスメント防止に関する本学制度の周知を、大学公式サイトや学内ポータルサイトに掲載するほか、新入生向けには紙でも配布し案内している。加えて定期的な「学生相談室便り」「ハラスメント防止コラム」の発行を行い、学生が相談しやすくなるよう情報提供を行っている。教職員向けにも各ガイドブックを配布・周知し、全学的な理解促進を図っている。また、学生相談室や保健室をキャンパス内のアクセスしやすい場所（図書館4階、チャペル横等）に配置し、学生の利用しやすさとプライバシーに配慮した環境を整備している。障がい学生支援やハラスメント防止に関しては、支援・措置内容に不服があった場合の申出窓口も設置している。				■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度を学生に周知するための資料 ・ハラスメント防止ガイドブック【学生編】 ・ハラスメントに関するガイドライン ■大学基礎データ（表6） ・大学基礎データ（表6）「在籍学生数内訳、留年者数、退学者数」 《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。

701	(つづき)		(4) [修学支援（学習面）] ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。 ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。 ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。 ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。 ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	A	身体に障がいのある学生の支援はバリアフリー推進室を中心に、精神や発達の障がいを持つ学生支援は保健室を中心に面談を実施し、個々の状況に応じた合理的配慮（履修相談、ノートテイク、文字起こし、手話通訳の配置、学生状況連絡票発行等）を提供している。 学習の継続に困難を抱える学生に対しては、保健室が導入ゼミ担当教員と連携し、連続欠席や成績低下などのSOSサインを早期に把握、面談等を実施し、必要なケアや指導を行う体制を整えている。				
			(5) [修学支援（経済面）] ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。	A	大学公式サイトや学内ポータルサイトを通じて学内外の奨学金制度の案内を行っている。 経済的理由により修学に困難な学生に対しては、学納金遅延願提出者に対して大学独自の奨学金を案内するなど、実態に応じた対応を行っている。				■経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・奨学金案内（学部生対象） ・奨学金案内（大学院生対象） ・大学公式サイト奨学金制度
			(6) [生活支援] ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。 ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。	A	保健室において定期健康診断と必要に応じたその後の面談、健康相談、応急処置等を実施している。また学生相談室では個別カウンセリングを提供し、心身の健康に関わる指導相談を学生の実態に応じて行っている。必要に応じて校医や医療機関、保護者と連携した支援も行っている。 学生交流機会としては、1年生同士の交流の場として新入生オリエンテーション Ferris Welcome Dayを実施しているほか、ひとり暮らし応援プログラムを実施するなどして、学生同士のコミュニケーションを促す場を提供した。				《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。
			(7) [進路支援] ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。						■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・大学公式サイトキャリア形成サポート ・2025年度就職・キャリア形成支援活動計画 ・2025年度就職講座一覧
			(8) [その他支援] ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。	A	部活動への支援については、公認団体を対象に奨学会予算よりサポート金や奨励助成金を通じて経済的支援を行っているほか、年に2回、団体主将を対象とするワークショップを開催し、団体内における引継ぎ支援、危機管理時対応共有、ハラスメント防止指導等を実施している。				
			(9) [学生の基本的人権の保障] ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。	A	ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントのないキャンパス環境の実現に向けた体制を整備している。また、教職員向けにハラスメント防止ガイドブックを改訂・配布し、ハラスメントの定義や学生対応上の留意点について啓発を行い、学生の基本的人権の保障を図っている。				

702	評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学生委員会による毎年度の自己点検・評価を通じて定期的に確認している。「自己点検・評価シート」を用いた評価により、年度ごとの事業成果を可視化するとともに、対応状況を課題として明確化している。				《参考》 ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。				

2025年度自己点検・評価シート
(教務課 ※修学支援)

基準7(教務課)

大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
			(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。						
			(2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。						
			(3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	A	(教務課) ■新年度オリエンテーションの実施やアカデミック・アドバイザー面談、履修相談の機会を設けることで、学生が履修計画を立てるための支援を行っている。 ■在学生向けのポータルサイトから、随時情報発信及び質問を受け付けている。				■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度を学生に周知するための資料 ・ハラスメント防止リーフレット【学生編】 ハラスメントに関するガイドライン ・ハラスメントリーフレット【学外編】 ■大学基礎データ（表6） ・大学基礎データ（表6）「在籍学生数内訳、留年者数、退学者数」 《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。

701	評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。	A	(4) [修学支援（学習面）] ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。 ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。 ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。 ・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。 ・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	A	(教務課) ■言語センターでは語学カフェ、語学カウンセリングを実施し、学生の語学学習を支援している。 ■障がいのある学生については授業履修における必要な支援を学生状況連絡票に明文化することにより、個別支援を行っている。 ■学期ごとに修得単位数とGPAが一定基準を下回った学生を特別指導対象として、アカデミック・アドバイザーが定期的に面談を行い、履修、学修指導を実施している。 ■特別指導対象となる状態が続いた場合には、さらに修学指導対象として教務部長、教務課職員による定期的な面談、履修指導を実施しているが、より手厚い支援を実施するために修学指導の対象範囲を拡大して対応している。 ■留年者はアカデミック・アドバイザーとの面談により卒業に向けた履修指導を受け、必要・希望する場合には9月卒業の対応をとる。 【学生要覧、言語センター運営委員会資料】 ■ICTの活用においては、IT事務室が相談窓口となり、学生の対応を行うほか、機器の貸与も行っている。			
			(5) [修学支援（経済面）] ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。					■経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・奨学金案内（学部生対象） ・奨学金案内（大学院生対象） ・大学公式サイト 奨学金制度
701	(つづき)		(6) [生活支援] ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。 ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。					《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。
			(7) [進路支援] ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。					■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・大学公式サイト キャリア形成サポート ・2025年度就職・キャリア形成支援活動計画 ・2025年度就職講座一覧
			(8) [その他支援] ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。					
			(9) [学生の基本的人権の保障] ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。					

702	評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	(教務課) ■学生支援の適切性について2026年度第2回大学教務委員会（2026年5月27日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準7）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	(教務課) ■（1）の点検・評価に基づき、次年度、次学期プログラムの改善、学生要覧等の記載事項の改善に取り組んだ。 【大学教務委員会資料、学生要覧】				

2025年度自己点検・評価シート
(学修サポートセンター)

基準7(学修サポートセンター)

大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
701	評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。	A	(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。	A	学修サポートセンターでは、教員がライティング・サポート・デスクおよびライティング講座の企画・運営を担い、教務課が学生への周知や予算の管理を担当するなど、教員と職員が役割分担のもと連携して支援を実施している。				
			(2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。	A	学修サポートセンターでは、ライティング支援に関する専門的知見を有する教員を配置し、ライティング・サポート・デスクおよびライティング講座の企画・運営を担っており、専門性を活かした支援体制が整備されている。				
			(3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	A	専任教員がレポート執筆に関する相談に応じるライティング・サポート・デスクの設置や昼休みの時間帯に行うライティング講座の定期開催を通じて、学生支援に関する情報提供を行っている。 ライティング・サポート・デスクは、対面（図書館ラーニングcommons）及びオンライン（Google Meet）にて実施しているほか、昼休み時間帯に30分単位で相談可能としており、授業の合間にも利用しやすい環境を整備している。 また、ライティング講座については、毎回異なるテーマで開催するとともに、対面だけでなくオンライン開催や学生が集いやすい言語センターでの実施を行うなど、開催方法についても工夫している。 さらに、初年次教育で使用する「レポート執筆ガイド」を学修サポートセンターのホームページにてデジタル公開し、学生が時間や場所を選ばずに参照できるようにしている。 これらの取組により、学生が必要に応じて支援にアクセスできる環境が整えられていると評価できる。				■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度を学生に周知するための資料 ・ハラスメント防止リーフレット【学生編】 ハラスメントに関するガイドライン ・ハラスメントリーフレット【学外編】 ■大学基礎データ（表6） ・大学基礎データ（表6）「在籍学生数内訳、留年者数、退学者数」 《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。

			(4) [修学支援（学習面）] ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。 ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。 ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。 ・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。 ・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	B	学修サポートセンターでは、ライティング・サポート・デスクやライティング講座の実施を通じて、学生が主体的に学修を進められるよう支援を行っている。特に、レポート作成に関する個別相談に対応することで、学生一人ひとりの学修上の課題に応じた支援を提供している。また、ライティング・サポート・デスクでは、対面およびオンラインの両形式で相談を受け付けているほか、ライティング講座についてもオンライン開催や学生が集いやすい言語センターでの実施回を設けるなど、学生の状況に応じた利用しやすい環境の整備に努めている。			
			(5) [修学支援（経済面）] ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。					■経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・奨学金案内（学部生対象） ・奨学金案内（大学院生対象） ・大学公式サイト 奨学金制度
701	(つづき)		(6) [生活支援] ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。 ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。					《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。
			(7) [進路支援] ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。					■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・大学公式サイト キャリア形成サポート ・2025年度就職・キャリア形成支援活動計画 ・2025年度就職講座一覧
			(8) [その他支援] ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。					
			(9) [学生の基本的人権の保障] ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。					

702	評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	B	(1) 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	B	学生支援の適切性について2026年度第1回学修サポートセンター運営委員会（2025年5月18日～5月21日持ち回り開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準7）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。これにより、学生支援の実施状況や課題について把握する機会が確保されていると評価できる。				《参考》 ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	B	点検・評価の結果、運営体制の整備が課題として認識されており、改善に向けた検討が進められている。一方で、具体的な取組の実施には至っておらず、効果的な取組への展開については今後の課題である。				

2025年度自己点検・評価シート
(ジェンダースタディーズセンター)

基準7(ジェンダースタディーズセンター)

大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
701	評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。	A	(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。	A	運営委員会を中心に、教員は学問的知見から企画指導を行い、職員は外部機関連携や環境整備を担うことで、役割を分担しながら重層的に支援している。具体的には、学生スタッフによる「Cafe Gem」等の主体的活動への伴走や、教員と協力して取り組む「包括的性教育」等のアウトリーチ活動を通じ、学生の企画立案能力と社会参画意識を育んでいる。また、OGを招聘したキャリア支援や居場所づくりも適切に行われており、教職員が協働して学生の自律的な成長を多角的に支えている。				
			(2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。	A	センター長をはじめ、各学部のジェンダー研究の専門家が運営委員会に参画し、活動を直接指導している。事務局には職員を配置し、教職協働で学生を支える体制を構築している。また、外部専門家との交流も継続しており、専門性の高い学生支援を担保している。				
			(3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	A	学内ポータルサイト、学内掲示、SNSやHPに加え、定期的なニューズレターの発行を通じて情報を積極的に発信している。また、「Cafe Gem」などでは学生スタッフが運営の中心を担い、学生が親しみやすく気軽に相談できる環境を実現している。				■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度を学生に周知するための資料 ・ハラスメント防止リーフレット【学生編】 ハラスメントに関するガイドライン ・ハラスメントリーフレット【学外編】 ■ジェンダースタディーズセンターの活動を周知するための資料 ・ジェンダースタディーズセンターニューズレター ■大学基礎データ（表6） ・大学基礎データ（表6）「在籍学生数内訳、留年者数、退学者数」 《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。

			(4) 〔修学支援（学習面）〕 ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。 ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。 ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。 ・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。 ・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。				
			(5) 〔修学支援（経済面）〕 ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。				■経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・奨学金案内（学部生対象） ・奨学金案内（大学院生対象） ・大学公式サイト 奨学金制度
701	(つづき)		(6) 〔生活支援〕 ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。 ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。				《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。
			(7) 〔進路支援〕 ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。				■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・大学公式サイト カリヤ形成サポート ・2025年度就職・キャリア形成支援活動計画 ・2025年度就職講座一覧
		A	(8) 〔その他支援〕 ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。	A	学生スタッフによる展示企画や「Cafe Gem」の運営に関してサポートし、企画立案能力の育成を支援している。また、一部の活動には補助費（交通費等）を支給し、経済面でも活動を後押ししている。		
			(9) 〔学生の基本的人権の保障〕 ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。				

702	評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	ジェンダースタディーズセンター運営委員会による毎年度の自己点検・評価を通じて定期的に確認している。「自己点検・評価シート」を用いた評価により、年度ごとの事業成果を可視化するとともに、対応状況を課題として明確化している。				《参考》 ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・ジェンダースタディーズセンター運営委員会 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	ジェンダースタディーズセンター運営委員会においてこれまでの歩みを総括し、「2026年度ジェンダースタディーズセンター基本方針」を審議・承認した。これまでの運営実績の点検に基づき、学生への支援に関しても次年度以降の具体的な改善・向上の取り組みにつなげている。				

2025年度自己点検・評価シート
(キャリア支援課)

基準7(キャリア支援課)

大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
701	評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。		(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。						
			(2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。						
			(3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。						■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度を学生に周知するための資料 ・ハラスメント防止リーフレット【学生編】 ハラスメントに関するガイドライン ・ハラスメントリーフレット【学外編】 ■大学基礎データ（表6） ・大学基礎データ（表6）「在籍学生数内訳、留年者数、退学者数」 《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。
			(4) 〔修学支援（学習面）〕 ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。 ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。 ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。 ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。 ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。						

			(5) [修学支援（経済面）] ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。					■経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・奨学金案内（学部生対象） ・奨学金案内（大学院生対象） ・大学公式サイト 奨学金制度
701	(つづき)	A	(6) [生活支援] ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。 ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけI C Tを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。					《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。
			(7) [進路支援] ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。	A	低学年からのキャリア形成支援を強化すべく、「キャリアデザインマップ」の作成や初年次教育での意識付け、正課外講座を体系的に実施した。また、インターンシップ拡充や学内セミナーを通じた企業連携に加え、対面・オンラインを併用した相談体制を整備した。また、学部3年次・院1年次への全員面談推奨により、学生一人ひとりの特性に応じた支援を行っている。資格取得補助等の環境整備も含め、多角的な進路支援を推進している。	実施している就職講座の参加者満足度は高く、プログラムの内容自体は学生から一定の評価を得ている。一方で就職講座への参加者数や相談利用率の低下が見られる。学生の活動形態が多様化する中、支援プログラムへの動機付けが不十分な層へのアプローチが課題である。	初年次のキャリア教育を軸に、正課授業と正課外支援を体系的に連動させた新たな支援体制を構築する。早期から将来を見据えた意識醸成を正課内でも強化し、あわせて個別支援を行うことによって、学生一人ひとりが納得のいくキャリア形成を実現できるよう支援する。	■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・キャリアデザインマップ ・2025年度就職講座一覧 ・2025年度学科別就職相談件数・人数（4年生）
			(8) [その他支援] ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。					
			(9) [学生の基本的人権の保障] ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。					
702	評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。		(1) 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。					《参考》 ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。					

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

基準8(総務課)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
801	評価項目① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。	A	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	A	施設・設備の整備及び維持管理については、学院全体の長期修繕計画を基本方針とし、学院中期計画において中期的な整備計画を策定している。大学においては、これに基づき、毎年度の事業計画及び予算編成時に緊急度等を勘案の上、整備計画を策定している。			(基礎要件) 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足（基本情報一覧と対応無し） ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）「組織・設備等」 《参考》 ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 《参考》 ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニングcommons
			(2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。						
			(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。						
802	評価項目② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。		(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。						■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・図書館案内 ・附属図書館公式サイト https://www.library.ferris.ac.jp/ 《参考》 ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績
			(2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。						

803	評価項目③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。	A	(1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。	A	学術研究の信頼性及び公正性の確保並びに研究活動の円滑な遂行を図るための行動指針として、「フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範」を定め、大学公式サイトに掲載するとともに、学内に周知している。			■大学基礎データ（表8） ・大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」 《参考》 ■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト 科研費助成事業採択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度の関する規程施行細則 ・教員特別研究制度 研究活動実績 《参考》 ■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、T A、R A採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・TAに関する内規 ・SAに関する内規 ・SA/TA制度の実施に関するガイドライン ・TA採用実績 ・SA採用実績 ・音楽学部非常勤副手に関する内規
				A	研究室では、専任教員に対し、原則として個人単位の研究室を整備している。研究時間の確保については、担当授業コマ数の負担が平準化されるよう、「専任教員服務規程」及び「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」に基づき運用している。また、専任教員が研究に専念する期間として「特別研究制度」を設け、1年間又は1学期間にわたり、在外研究又は国内研究に従事できる機会を提供している。 若手研究者育成のための仕組みの一つとして「ティーチング・アシスタント（TA）」制度を設け、「ティーチング・アシスタントに関する内規」「チューデント・アシスタント／ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」に基づき運用している。			
			(2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。	A	研究倫理・研究活動の不正防止に関する規程等として以下を定めている。 ・フェリス女学院大学研究倫理指針 ・大学における研究活動に係る行動規範 ・大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」 また、公的研究費の管理・運営については、「公的研究費不正使用防止に関する基本方針」及び「公的研究費不正防止計画」を定め、適正な管理及び運営に努めている。			

804	評価項目④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教育研究等環境の適切性については、附属図書館、教務課及び学生課が、それぞれ所管する委員会において、「自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容に基づき点検・評価を実施したことを確認した。 その上で、これらの点検・評価結果を踏まえ、大学全体における教育研究等環境の適切性について、学長及び事務部長による点検・評価を実施した。				①入館者統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料No. 1-01 ②利用統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料No. 1-02 ③利用サービス統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料No. 2-01 ④図書館ツアー・ガイダンス実施結果： 2023年度第1回図書館運営委員会資料No. 4
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	中長期計画に基づき、教育研究等環境の充実及び支援体制の整備を継続的に推進するとともに、点検・評価において確認された事項について改善を図っている。あわせて、緊急性の高い課題については、必要な改善措置を迅速に講じている。				《参考》 ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート

2025年度自己点検・評価シート
(附属図書館)

基準8(附属図書館)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
801	評価項目① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。		(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。					(基礎要件) 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足（基本情報一覧と対応無し） ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）「組織・設備等」 《参考》 ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 《参考》 ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニングcommons
			(2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やI C T機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。						
			(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。						

802	評価項目② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。	A	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。	A	予算編成に際しては、学科等の教育研究領域を踏まえ、図書その他の学術資料の整備計画を策定し、当該方針に基づき体系的な整備を行っている。 ■図書 基礎的資料に加え、専門領域に関する図書についても、教育課程との関連性を考慮のうえ、計画的な収集・整備を実施している。 また、新学部及び既設学部それぞれについて、学生数に応じた図書費の配分を行い、各学部のカリキュラム内容に即した必要資料の収集に努めている。 ■逐次刊行物（雑誌） 学科の教育研究内容に照らし、必要性の高い資料を精査のうえ選定している。あわせて、経費の適正かつ効果的な執行及び利用促進を図るため、専任教員全員を対象として、定期購読している逐次刊行物の継続購入タイトルの見直しを定期的に実施している。 ■データベース 各データベースのアクセス状況等について毎年度検証を行い、その利用実績を踏まえて継続の可否を判断している。なお、アクセス数のみならず、授業における活用状況等も勘案し、必要な整備を行っている。				■ 図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・ 図書館案内 ・ 附属図書館公式サイト https://www.library.ferris.ac.jp/ 《参考》 ■ 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・ 図書館利用状況 ・ 宅配貸出実績
			(2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。	A	座席数及び開館時間等については、毎月、入館者数及び貸出冊数の状況を確認することにより、利用状況及び利用者ニーズの把握に努め、適切な利用環境の維持・整備を行っている。 また、什器等の配置についても必要に応じて見直しを行い、利用者の利便性向上に配慮している。 図書館パブリックサービス業務については外部委託を行っている。専門的知識を有する有資格者については、緑園本館に専任職員2名、山手分室に専任職員1名を配置している。加えて、委託スタッフ14名（フルタイム5名、パートタイム9名）のうち12名が有資格者であり、適切な運営体制を整備している。				

803	評価項目③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。		(1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。					■大学基礎データ（表8） ・大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」 《参考》 ■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト 科研費助成事業採択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度の関する規程施行細則 ・教員特別研究制度 研究活動実績 《参考》 ■教員の教育研究に対する支援に関する資料 ■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 《参考》 ■コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
			(2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。					
804	評価項目④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	図書館運営に関しては、毎年度の自己点検・評価及び大学基礎データの作成を通じて、教育研究等環境に係る現状を定期的に点検・評価し、成果が上がっている取組及び課題を把握するとともに、その結果を運営改善に結びつけている。			①入館者統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-01 ②利用統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-02 ③利用サービス統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 2-01 ④図書館ツアー・ガイダンス実施結果： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 4 《参考》 ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価の結果を次年度の予算編成及び事業計画の策定に反映し、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上を図ることで、より効果的な取組につなげている。			

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

基準8(学生課)

大学基準8教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
801	評価項目① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。	A	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	A	障がいを持つ学生、特に聴覚障がいを持つ学生の学習環境については、全授業に学生サポーター（2名ずつペアで対応）または手話通訳を配置し情報保障を行うことで、障がいを持たない学生と同じように学べる環境を整備している。			(基礎要件) 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足（基本情報一覧と対応無し） ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）「組織・設備等」 《参考》 ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料
			(2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。	A	聴覚障がい学生の授業支援のため、大学で音声の文字起こしアプリを契約し授業で活用している。また支援に特化したiPadやパソコン、Wifi環境を整備し、活用している。				
			(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。						《参考》 ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイトラーニングコモンズ
802	評価項目② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。		(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。						■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・図書館案内 ・附属図書館公式サイト https://www.library.ferris.ac.jp/
			(2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。						《参考》 ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績

803	評価項目③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。		(1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。					■大学基礎データ（表8） ・大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」 《参考》 ■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト科研費助成事業採択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度の関する規程施行細則 ・教員特別研究制度研究活動実績 《参考》 ■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、T A、R A採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・TAに関する内規 ・SAに関する内規 ・SA/TA制度の実施に関するガイドライン ・TA採用実績 ・SA採用実績 ・音楽学部非常勤副手に関する内規
			(2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。					
804	評価項目④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学生委員会による毎年度の自己点検・評価を通じて定期的に確認している。「自己点検・評価シート」を用いた評価により、年度ごとの事業成果を可視化するとともに、対応状況を課題として明確化している。			■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類 ・大学公式サイトフェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイトフェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・大学公式サイト公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・大学公式サイト公的研究費不正防止計画 ・研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 《参考》 ■コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。			

2025年度自己点検・評価シート
(教務課 ※教具整備、TA・SA)

基準8(教務課)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
801	評価項目① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。	A	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	A	(教務課) ■教具更新計画（5年更新）に基づき、教室教具の計画的な整備を行った。			(基礎要件) 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足（基本情報一覧と対応無し） ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）「組織・設備等」 《参考》 ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料
			(2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やI C T機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。						《参考》 ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニングcommons
			(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。						
802	評価項目② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。		(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。						■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・図書館案内 ・附属図書館公式サイト https://www.library.ferris.ac.jp/
			(2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。						《参考》 ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績

803	評価項目③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。	B	(1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。	B	(教務課) ■ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）を設けて活用している。 【ティーチング・アシスタントに関する内規、スチューデント・アシスタントに関する内規、大学教務委員会資料、研究科委員会資料】				■大学基礎データ（表8） ・大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」 《参考》 ■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト 科研費助成事業採択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度の関する規程施行細則 ・教員特別研究制度 研究活動実績 《参考》 ■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、T A、S A採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・TAに関する内規 ・SAに関する内規 ・SA/TA制度の実施に関するガイドライン ・TA採用実績 ・SA採用実績 ・音楽学部非常勤副手に関する内規
			(2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。						■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 《参考》 ■コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
804	評価項目④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	(教務課) ■教育環境の適切性について、2026年度第2回大学教務委員会（2026年5月27日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準8）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				①入館者統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-01 ②利用統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-02 ③利用サービス統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 2-01 ④図書館ツアー・ガイダンス実施結果： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 4 《参考》 ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	(教務課) ■教具関連 改修対象となる建物や教室について、教員からの要望をアンケートで収集し、教具改修内容に反映させている。 ■TA、SA関連 スチューデント・アシスタント運営委員会で確認し、改善・向上に取り組んでいる。				

2025年度自己点検・評価シート
(本部事務局)

基準8(本部事務局)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
801	評価項目① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。	A	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	A	[管財] 学院全体の建物及び建物付属設備等の維持管理、状態把握は本部事務局総務課が担当している。「中期計画2021-2025」において施設・環境整備計画（ネットワーク環境整備を含む）を定めているが、当該計画を踏まえつつも、学院の財政状況、建築資材や労務費等高騰等の事情から必要性・緊急度の高い案件について、優先的に修繕・整備を行っている。その他、2025年度は今後の修繕計画策定のため学院全体で建物調査を実施し、建築・電気・空調・衛生及び外構の現状把握も行った。 [ICT] 教育・研究に必要なICT環境の維持・整備を適切かつ計画的に行い、快適な教育・研究環境が安定的に維持されるよう管理している。キャンパス内のネットワーク環境については両キャンパスとも無線LANが整備されており、学院全体のネットワークシステムや情報システムの運用・管理は学院本部事務局の情報システム課が担当している。学院内における情報システム・ネットワークシステムの運営に関してはフェリス女学院情報ネットワーク委員会において諸方針を決定している。 [衛生関係] 施設・設備の安全及び衛生面の管理は、労働衛生管理規則に基づき、学院に衛生委員会を設置して対応している。2025年度は8回の職場巡視による施設、設備不具合や安全状況の点検を行った。 以上、すべて適切に整備している。			(基礎要件) 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足（基本情報一覧と対応無し） ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）「組織・設備等」 《参考》 ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 《参考》 ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニングコモンズ
			(2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。	A	情報通信技術（ICT）等機器・備品はIT事務室で管理し、本部事務局情報システム課がその対応を担っている。情報系教室・貸出PCの整備、教育系PCのソフトウェア更新（イメージ更新）、遠隔授業の実施に必要なアプリの提供支援など、大学の教育研究活動をICTの面から広くサポートに当たっており、教員からの求めに応じ、必要な助言・支援も行っている。 本学で全学生・教職員向けに導入している学内ポータルサイト（FerrisPassport）は、連絡・情報発信ツールにとどまらず、学生個々の学修支援に資する不可欠なツールとして利用されている。				
			(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。	A	教職員の情報倫理の確立に関する取り組みとして、職員の入職時研修プログラム「情報システム課ガイダンス」、教員の入職時に「コンピュータ利用マニュアル」の提供を行っている。 また、毎年度教職員への教育の一環として、標的型攻撃メール訓練を実施し、教職員の情報セキュリティリテラシーの向上及び現状把握に努めている。 学生に対しては、アカウント証交付時、オリエンテーション期間に実施する「ITガイダンス」において情報倫理等に関する意識づけを図っている。				

802	評価項目② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。		(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。					■ 図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・ 図書館案内 ・ 附属図書館公式サイト https://www.library.ferris.ac.jp/ 《参考》 ■ 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況 ■ 大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」 《参考》 ■ 教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・ 個人研究費規程 ・ 共同研究に関する内規 ・ フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・ 大学公式サイト 科研費助成事業採択状況 ・ 日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・ 教員特別研修制度に関する規程 ・ 教員特別研修制度の関する規程施行細則 ・ 教員特別研究制度 研究活動実績 《参考》 ■ 教員の教育研究に対する支援に関する資料として、T A、R A採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・ TAに関する内規 ・ SAに関する内規 ・ SA/TA制度の実施に関するガイドライン ■ 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類 ・ 大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・ 大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・ 大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・ 大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・ 研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 《参考》 ■ コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
			(2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。					
803	評価項目③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。		(1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。					■ 教員の教育研究に対する支援に関する資料として、T A、R A採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・ TAに関する内規 ・ SAに関する内規 ・ SA/TA制度の実施に関するガイドライン ■ 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類 ・ 大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・ 大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・ 大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・ 大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・ 研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 《参考》 ■ コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
			(2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。					
804	評価項目④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	[施設関係] [ICT関係] 本シートの記載内容等をもとに、大学の自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会が本項目全体で現状及び課題の把握等に当たっている。 [衛生関係] キャンパス全域を4つのエリアに区分し、半期ごとに各エリアの巡視を行う定期的な点検体制を構築している。巡視によって抽出された課題は記録として集約し、衛生委員会への報告を通じて組織的に共有・把握している。また、半年後の次期巡視において前回の指摘事項に対する改善状況を再確認するフォローアップ体制を整えており、教育研究環境の現状と成果を適切に把握するサイクルを確立している。			① 入館者統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-01 ② 利用統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-02 ③ 利用サービス統計： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 2-01 ④ 図書館ツアー・ガイダンス実施結果： 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 4 《参考》 ■ 施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A				

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

基準9(学長室)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
901	評価項目① 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。	A	(1) 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。	A	2023年6月に学長室を設置し、外部組織等からの連携要請については、学長室が窓口となり、内容に応じて、関係教員や各部門との調整を行っていくこととした。外部連携を活発化させるために設置した外部連携委員会にて協議を行っている。 キャンパス所在地である横浜市及び神奈川県などの行政のほか、地元企業や組織、他大学と連携協定・覚書を締結し、活動している。				■学外組織との連携協定書、社会連携・社会貢献に関する事業の報告書などの実施状況が把握できる資料 ・学外組織との連携状況（大学評議会資料）
			(2) 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。	A	相鉄いずみ野線沿線における「次代のまちづくり」の推進に係る四者連携の一環として開催される「緑園街マルシェ」は、例年同様、本学学生が企画に携わり、11月のイベント当日もスタッフとして参画するなど、活発に活動している。 また、駅周辺の街の活性化について、相鉄、横浜市、地元の活性化委員会の方々と情報共有・意見交換し、地域貢献できるよう取り組んでいる。				
902	評価項目② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	B	(1) 社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	B	2025年度第15回外部連携委員会（2026年3月25日開催）及び2026年度第1回大学評議会（2026年4月8日開催）において、近年の外部との連携活動に関する状況報告を行った。現状について確認するとともに、今後の検証の方法、活動のあり方などについて検討する必要があることを共有した。 ボランティアセンター、教務課における社会連携・社会貢献の取組については、それぞれ所管の委員会で「2025年度自己点検・評価シート（大学基準9）」の記載内容をもとに点検・評価を行っている。 さらに、2026年度第1回自己点検・評価委員会（2026年6月24日開催）において、大学全体としての社会連携・社会貢献の取組状況、点検・評価の実施状況を確認した。				《参考》 ■各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	B					

2025年度自己点検・評価シート
(ボランティアセンター)

基準9(ボランティアセンター)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
901	評価項目① 社会連携・社会貢献に関する 方針に基づき、社会連携・社 会貢献に関する取り組みを実 施していること。また、教育 研究成果を適切に社会に還元 していること。	A	(1) 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。	A	社会連携・社会貢献については、①地域・地方自治体・市民社会との連携、②被災地支援の拡充、③他大学のボランティアセンターとのネットワークの拡充、プロジェクトの実施、④学生によるボランティアセンター及びボランティアに関する広報の拡充、⑤SDGs及びESDIに関するプロジェクトの拡充、⑥国際協力・地球規模の課題への取り組み、以上の方針のもと取り組みを行っている。	【長所】 ・継続的なプログラムとして、NP0インターンシッププログラム、国際機関実務体験プログラムを実施している。その他、学外組織（NP0・NGOなどの市民組織、自治体・社協などの行政関連組織等）と数多く連携している。 【問題点】 ・センターとしては学外組織のニーズに基づく事業と自主事業のバランスをとることで持続可能な運営がはかれると考え、本学独自のプログラムを開発することが求められる。そのための人材が必要である。	【発展】 ・自主事業として新たなプログラム（One-Dayボランティア、就労支援事業所との連携など）を試行する。 【改善】 ・学外の大学ボランティアセンターの知見を参考にする。		■学外組織との連携協定書、社会連携・社会貢献に関する事業の報告書などの実施状況が把握できる資料 ・学外組織との連携状況（大学評議会資料）
			(2) 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。	B	情報提供数、ボランティアセンターの提供する各種プログラムへの参加者数など、数値的な指標を設け、前年度比で、より多くの学生の参加を目指す仕組みを作っている。	広報課の「社会連携特設サイト」に報告を掲載していただくことで周知をはかっている。	特になし		
902	評価項目② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	B	(1) 社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	(基準3と同じ) 点検・評価の結果は、年に3回開催されるボランティアセンター運営委員会にて共有され審議される。	【問題点】 ・センター全体を包括的に把握する役割の運営委員会のほかに、日常的な課題に対応するための会議体や、学生に対応するためのケーススタディを話し合うことができる専門性のある会議体などの体制が十分ではない。	【改善】 ボランティアに対する専門性のある人材が長期的にボランティアセンターに関わるような体制を構想していく。		《参考》 ■各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	B	学生ボランティアとともに、点検・評価の結果の共有と改善策について、話し合いの場を持ち、向上に取り組むことを目指している。	【問題点】 ・センターの運営に関心のある学生がまだ少ないため、母数を増やしていく努力が必要である。	【改善】 ・ボランティアセンターの活動に参加するだけでなく、参画・運営に関心のある学生を徐々に増やしている。 ・学生が主体的に実施できる事業（イベント等の企画、他大学との交流、ボランティアサークル）を活性化していく。		

2025年度自己点検・評価シート
(教務課 ※PBL型授業での社会連携、多様な受入)

基準9(教務課)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
901	評価項目① 社会連携・社会貢献に関する 方針に基づき、社会連携・社 会貢献に関する取り組みを実 施していること。また、教育 研究成果を適切に社会に還元 していること。	B	(1) 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。	B	(教務課) ■科目等履修生制度により正規学生以外の受入れを行っている。【科目等履修生規程、大学院科目等履修生規程】 ■実社会と結びついた課題を具体的に設定し、解決策や企画を立案・提案する方法を学ぶPBL科目を開講している。【学生要覧、シラバス】				■学外組織との連携協定書、社会連携・社会貢献に関する事業の報告書などの実施状況が把握できる資料 ・学外組織との連携状況（大学評議会資料）
			(2) 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。	B	(教務課) ■PBL科目の「プロジェクト演習」履修学生による取り組みを大学公式サイトで紹介している。				
902	評価項目② 社会連携・社会貢献活動の状 況を定期的に点検・評価し、 改善・向上に向けて取り組ん でいること。	A	(1) 社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	(教務課) ■社会連携・社会貢献の適切性について、2026年度第2回大学教務委員会（2026年5月27日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準9）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	(教務課) ■科目等履修生制度の活性化に向け、近隣の施設等の協力を得て広報活動に力を入れている。PBL活動は徐々に活発化してきており、次年度も引き続き本制度を運用することを確認した。				

2025年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
1001	評価項目① 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする必要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を定めており、大学運営に関する方針についても当該方針の中に定めている。				
			(2) 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。	A	大学の内部組織及び運営、業務分掌並びに役職等については、「大学規程」に定めている。 学長の権限については、「大学規程」第2条において、「学長は、大学を代表し、校務を統括する。」及び「学長は、校務全般について決定権とその責任を有する。」と規定している。 大学の役職者については、「大学規程」第8条に列記しており、各役職者の権限等については同規程第9条から第16条までに、また、選任方法等については同規程第17条にそれぞれ定めている。 大学運営に関する重要事項の意思決定は、大学評議会及び大学院委員会において行うこととしている。また、学長の意思決定を補佐するため、学長の諮問機関として、学部長会議、大学協議会及び将来計画委員会を設置している。教授会については「大学学則」第39条及び「大学規程」第35条に、研究科委員会については「大学院学則」第36条及び「大学規程」第36条にそれぞれ定めており、その役割等については「教授会及び研究科委員会規程」に規定している。教授会及び研究科委員会は、同規程第3条に定める審議事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと明記しており、教授会及び研究科委員会の権限及び役割の範囲を明確化している。				■規程集（法人及び大学のもの） ・学校法人フェリス女学院規則集 2021年度版 ■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学長選出・罷免に関する規程 ・学長候補者選考規程 ・学長候補者選挙管理委員会内規 ■役職者の職務権限に関する規程 ・大学規程 ■教授会規程 ・教授会及び研究科委員会規程 ■設置法人の理事会名簿（役職、氏名、所属先等を明示したもの） ・学院公式サイト 法人の役員・組織（理事会名簿）
			(3) 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。	A	大学に関わる重要事項の意思決定については、本法人の最終意思決定機関である理事会の承認を経て行うこととしている。 本法人の審議機関としては、理事会及び統括管理職会議を設置しており、理事である学長はこれらすべての会議体の構成員となっている。理事会には学長及びグローバル教養学部長が理事として出席している。法人の各会議体においては、大学側から教学上の観点に基づく意見を述べるとともに、法人側からは管理運営上の観点に基づく意見が示されるなど、教学活動の支援及び実現に向けた意見交換を定期的に行っている。 また、教職員からの意見については、各種委員会において教員及び職員が連携して運営にあたり、委員会における審議に反映している。				

1002	評価項目② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。	A	(1) 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。	A	予算編成については、理事会において承認された学院全体の予算編成方針に基づき実施している。 大学においては、毎年度、学長及び大学事務部長が「大学事業計画及び予算策定方針」を策定し、各部門の所属長に周知のうえ、事業計画案及び予算案の提出を求めている。各部門から提出された予算案については、学長、大学事務部長、総務課及び学長室において、大学中期計画との整合性並びに事業の優先順位等を踏まえ、各部門の所属長に対するヒアリングを実施したうえで調整を行い、大学評議会の議を経て本部事務局へ提出している。 予算執行については、「経理規程」及び「予算執行及び契約に関する規程」に基づき執行権限を定め、責任体制を明確化している。 大学における最終的な統括責任者は学長としているが、執行額及び予算部門に応じて執行責任者を定め、決裁権限を委譲することにより、権限と責任の明確化を図るとともに、予算執行に係る決裁及び手続の円滑な運用に努めている。				■ 寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為
1003	評価項目③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。	A	(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定	A	予算執行状況については、大学事務部の各所管において、会計システムにより適切に把握する体制を整備している。なお、会計システムが導入されていない教育系の所管については、総務課が毎月実績表を配布し、各所管において執行状況を確認する運用としている。大学全体の予算執行状況については、本部事務局財務課から定期的に提供される月次決算資料に基づき、学長、大学事務部長及び総務課において把握する体制としている。 予算執行内容の変更又は予算外執行を行う場合には、稟議による承認を必須としており、予算執行に係る適正性及び透明性の確保を図っている。				■ 法人及び大学の組織機構が分かる資料 ・本部事務局規程 ■ 職員採用規程 ・専任職員採用規程 《参考》 ■ 事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み実例に関する資料などが考えられます。
			(2) 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。	A	大学内に設置する各種会議体については、その所掌事項に応じて事務職員の管理職を構成員として位置付け、教員及び職員がそれぞれの役割に基づき協働・連携することにより、適切な大学運営を行っている。 また、グローバル教養学部教授会には事務管理職が全員陪席する体制としており、大学運営に関する情報及び大学全体の動向について、教員及び職員間で共有を図っている。				
			(3) 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。	A	多様化する課題への対応や専門的知識が必要とされる部署等においては、それぞれの分野に関する専門的な知識を持つ人材や経験者を嘱託職員等として採用している（ボランティアセンター、宗教センター、バリアフリー推進室、演奏会室など）。また、附属図書館事務室には司書資格を有するスタッフを配置している。				

(こ) (き)		(こ) (き)	(4) 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。	A	事務職員の業務評価については、法人全体として目標管理制度を導入している。当該制度に基づき、年度ごとに業務評価を実施し、その結果を踏まえて、職員人事委員会において昇任及び昇格に関する審議を行っている。 また、事務職員の採用についても、関係規程に基づき、職員人事委員会において審議・検討を行う体制としている。				
			(5) 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。		SD活動に関することですので、学長室で記載をお願いいたします。			(基礎要件) スタッフ・ディベロップメントの実施（基本情報一覧と対応無し） ・スタッフ・ディベロップメントの実施に問題があると判断される場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。	■SD実施計画、実施報告、研修内容一覧など大学としてのSDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料 ・フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施方針
1004	評価項目④ 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。		法人で記載				■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■監事による監査報告書 ・監事による監査報告書（決算報告書抜粋）
			(2) 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	大学運営の適切性について、学長・事務部長が、点検・評価項目に従って、点検・評価を行っている。				■監査法人又は公認会計士による監査報告書 ・監査法人又は公認会計士による監査報告書（決算報告書抜粋） ■事業報告書 ・事業報告書
			(3) 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価において確認された課題に引き続き取り組んでいく。				《参考》 ■監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート

2025年度自己点検・評価シート
(本部事務局)

大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
1001	評価項目① 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。		(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。 (2) 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。						■規程集（法人及び大学のもの） ・学校法人フェリス女学院規則集 2021年度版 ■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学長選出・罷免に関する規程 ・学長候補者選考規程 ・学長候補者選挙管理委員会内規 ■役職者の職務権限に関する規程 ・大学規程 ■教授会規程 ・教授会及び研究科委員会規程 ■設置法人の理事会名簿（役職、氏名、所属先等を明示したもの） ・学院公式サイト 法人の役員・組織（理事会名簿）
1002	評価項目② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。	A	(1) 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。	A	学院全体の単年度の予算編成の流れは、大枠として以下のとおりである。 ①本部事務局が、学院の財政基盤の安定化を目標とし、収支均衡を目標に昨今の情勢も踏まえ予算編成方針を作成する。理事会での承認後、大学・中高・本部の各部門に提示する。 ②各部門が当該予算編成方針に基づいて予算案を作成し、本部事務局に提出する。 ③本部事務局は提出された予算案を集計し、学院全体の財政バランスを考慮し、各部門の予算編成責任者・予算業務担当者に対しヒアリング・査定を実施する。当該査定結果を予算案に反映後、学院長、理事長の査定及び評議員会を含む各会議体を経て、最終的に理事会において事業計画とともに承認される。大学が担う予算編成は主に上記②である。（予算執行は下記参照）				■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為

1003	評価項目③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。	B	(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定	B	[予算執行プロセス] 予算執行プロセスについては、「経理規程」、「予算執行及び契約に関する規程」により執行権限が規定され、責任が明確にされている。大学における最終的な責任者は学長であるが、執行額と予算部門により決裁権限（執行責任者）を定めることで、権限と責任を明確化するとともに予算執行の決裁及び手続の円滑化を図っている。なお、5万円以上の執行に関しては予め稟議での承認を要することとしている。また、個人立替払いは、やむを得ない場合にのみ、管理職が1人1か月につき5万円未満までの支払いを可とし、個人の負担を減らすとともに、予算執行の透明性を高めている。					■法人及び大学の組織機構が分かる資料 ・本部事務局規程 ■職員採用規程 ・専任職員採用規程 《参考》 ■事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み実例に関する資料などが考えられます。
			(2) 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。		併せて、上半期の予算執行状況を理事会及び評議員会に報告しているほか、定期的に財務課から理事長を始めとする経営層に決算予測情報を提供しており、財政に関するモニタリングを行っている。					
			(3) 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。	A	[職員の育成・配置] ・新入職員に対しては、サポーター制度の運用で先輩職員による指導体制を構築し、早期の資質向上と円滑な実務遂行を図っている。 ・職員の経験年数や職位に応じ、必要とされる専門知識・技能を習得するための学内研修を計画的に実施している。 ・個々の専門性や習得スキルを活用するため、人事評価制度を通じて職員のキャリア形成に関する意向を集約した。					
			(4) 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。	A	[業務評価、処遇改善] ・職員の人事評価制度を導入し、評価結果を昇任・昇格等の人事に活用するとともに、賞与の処遇にも反映させている。					
			(5) 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。	A	・大学運営を担う職員の資質向上を図るため、研修体系に基づきSD活動を展開している。 ・全職員を対象とした全体研修では、学院内外のステークホルダーとの建設的な関係を構築するスキルを習得した。 ・職員の自発的な研鑽を促すために自己啓発支援制度を整備し、実務に資する汎用的スキルの習得から、高度な専門性を要する資格取得までを組織として支援している。			(基礎要件) スタッフ・ディベロップメントの実施（基本情報一覧と対応無し） ・スタッフ・ディベロップメントの実施に問題があると判断される場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。		
1004	評価項目④ 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。	A	・期中会計監査、決算監査等の監査による指摘事項に対しては、修正等で適切に対応し、監事または監査法人の最終承認をいただいている。また、それらを予算編成・執行に反映している。					■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■監事による監査報告書 ・監事による監査報告書（決算報告書抜粋） ■監査法人又は公認会計士による監査報告書 ・監査法人又は公認会計士による監査報告書（決算報告書抜粋） ■事業報告書 ・事業報告書 《参考》 ■監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	・予算策定作業、決算作業、同分析作業を通じて、主に数値面から現状認識、課題の把握を実施している。					
			(3) 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組むか、効果的な取り組みへとつなげているか。		【大学担当部署への伝言】 本部事務局として自己点検を直接的に活用してはいないため、ブランクのまま提出させていただければと考えておりますが、何らかの記入をすべきでしたらお知らせください。					

2025年度自己点検・評価シート
(総務課)

基準10_財務（総務課）

大学基準10 財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
1101	評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。	A	(1) 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。	A	学院中期計画において、学院全体及び各部門の財政目標を策定している。				■中期計画期における予算・収支等の財政計画 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版）
			(2) 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。	A	中期計画において、事業活動収入、キャッシュフロー、人件費支出、寄付金収入、純金融資産、施設・環境設備支出について、具体的な指標を設定している。				
1102	評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。	A	(1) 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。	A	2021年度以降、赤字決算となって人件費、経費支出の削減に取り組んでいる。一方で資金面では、純金融資産は118億圓程度を維持しており、全体としては財務の健全性を維持している。				<私立大学> ■財務計算書類（6ヵ年分） ・決算報告書 ■財産目録 ・財産目録 ■事業報告書 ・事業報告書 ■監事による監査報告書（6ヵ年分） ・決算報告書 ■監査法人又は公認会計士による監査報告書（6ヵ年分） ・決算報告書 ■大学基礎データ（表9、表10、表11） ・大学基礎データ（表9）「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」（法人全体） ・大学基礎データ（表10）「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」（大学部門） ・大学基礎データ（表11）「貸借対照表関係比率」 ■5ヵ年連続財務計算書類（様式7-1） ・（様式7-1）5ヵ年連続財務計算書類
			(2) 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。	A	（科研費関係部分のみ） 科学研究費助成事業（科研費）については、大学総務課を担当部署として、教員に対する研究支援を行っている。科研費の公募に際しては、周知方法の工夫を行うとともに、申請書類作成時の支援を実施することにより、研究費獲得につながる支援体制を整備している。また、日本学術振興会特別研究員（DC、PD、RPD）の公募についても、必要な支援を行っている。さらに、学内グループウェア上に「研究助成公募」サイトを設置し、教員に対して研究費公募情報を随時提供しているほか、「FERRISの研究支援」サイトを開設し、研究費及び助成金に関する各種情報の共有を行っている。				

2025年度自己点検・評価シート
(本部事務局)

大学基準10 財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
1101	評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。	B	(1) 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。	B	「中期計画2021-2025」において財政計画を策定している。なお、人件費は事業活動支出の過半を占めていることから、適切な人件費コントロールをするため、「人員計画」を作成している。併せて、学生の安心・安全な学校生活の支援のため、施設・環境整備及び学院ネットワーク環境整備が必要であるが、財政に与える影響が大きいことから、「施設・環境整備計画」も策定し、財政計画はこれらの内容を反映している。				■中期計画期における予算・収支等の財政計画 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版）
			(2) 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。	B	上記（1）の財政計画の一環として、財務目標を定めている。具体的には以下の8項目（小項目を除く）について、目標値を設定している。 ①事業活動収入 ②基本金組入前当年度収支差額 ③人件費 ④寄付金収入 ⑤純金融資産（金融資産－借入金） ⑥施設・環境設備支出 ⑦新規借入金 ⑧繰越支払資金（中高のみ） ※なお、大学単体で目標が設定されている項目は上記の①②④。				
1102	評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。	B	(1) 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。	B	金融資産残高が事業活動支出2年分超に相当する118億円ある一方、借入金は0であることから、安定的な財政基盤は確保されている。	財務基盤は確立しているが、大学の財政状況としては、予算が4年連続（2022年度～2025年度）で「基本金組入前当年度収支差額」が赤字となっている。	赤字の要因は、学生数の減少による学納金収入の減少が大きな要因であることから、引き続き志願者及び入学者確保のための取り組みが必要である。		<私立大学> ■財務計算書類（6カ年分） ・決算報告書 ■財産目録 ・財産目録 ■事業報告書 ・事業報告書 ■監事による監査報告書（6カ年分） ・決算報告書 ■監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分） ・決算報告書 ■大学基礎データ（表9、表10、表11） ・大学基礎データ（表9）「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」（法人全体） ・大学基礎データ（表10）「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」（大学部門） ・大学基礎データ（表11）「貸借対照表関係比率」 ■5カ年連続財務計算書類（様式7－1） ・（様式7-1）5カ年連続財務計算書類
			(2) 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。	B	1995年に「維持協力会」を設立し、以降、在校生の保護者・保証人、同窓会、一般有志の方々に入会いただき、教育・学習環境の整備、拡充に協力いただいている。また、150周年記念募金（2016～2020年度）の終了に伴う寄付金減少を防止すべく、従来ハード面に限定した寄付受付をしていた「維持協力会」を、2021年度からソフト面（教育支援）を目的とした寄付も受けられるようそのメニューを刷新した。これにより、150周年記念募金期間終了に伴う寄付金減少の影響を抑えた。 なお、寄付金収入・施設設備寄付金勘定などで入金処理されることから、財源の多寡は一目瞭然となっている。	「維持協力会」の寄付メニュー刷新だけで150周年記念募金終了の影響を賄い切れていない。	新たな寄付メニューを模索する必要がある、2026年度以降特定テーマに使用目的を定めた寄付金等を募集する体制を整備することとした。		